

# 担い手3法に関するアンケート調査 報告書

平成26年9月



一般社団法人

群馬県建設業協会

The Associated General Contractors of GUNMA



# 目 次

1. はじめに	1
2. 担い手3法に関するアンケート調査結果	2
(1) 第Ⅰ部 担い手3法の施行に関する設問	2
(2) 第Ⅱ部 改正品確法「運用指針（骨子イメージ案）」に関する設問	6
(3) 第Ⅲ部 改正品確法「多様な入札及び契約の方法」に関する設問	13
(4) 第Ⅳ部 自由意見	16
3. 担い手3法に関するアンケート調査票	25
4. 参考資料	33
(1) 品確法と建設業法・入契法等の一体的改正について	33
(2) 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律	34
(3) 建設業法等の一部を改正する法律	35
(4) 改正品確法第22条に規定する「発注関係事務の運用に関する指針」 （骨子イメージ案）	36





## 1. はじめに

地域建設業は、いま大きな転換期にあります。

昨年度は、二度にわたり公共工事設計労務単価が改正されました。

公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いる労務単価ですが、全国の普通作業員の平均労務単価を見ると、平成10年度以降平成24年度まで実に14年にわたって減額が続いていたのです。

そして、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が、本年4月4日参議院本会議で全会一致で可決、5月29日衆議院本会議で全会一致で可決され、6月4日に公布され即日施行されました。

公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）は、価格のみの受注競争を是正して、公共工事の品質を確保する必要性から平成17年に成立した法律ですが、今回の改正は、建設業の担い手確保・育成を基本理念に追加しました。

この背景には、建設業の担い手問題の深刻さがありますが、発注者の責務として「現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮して」発注関係事務を適切に実施することを求めています。

公共工事は、国、県、市町村から発注されますが、発注者が選択している入札契約方式は実にさまざまであり、共通したルールがないと改正趣旨に合った品確法の施行が望めません。

このため、改正品確法では新たに発注関係事務の共通ルールとして運用指針を定める事とし、国土交通省では、本年7月運用指針（骨子イメージ案）を示し、地方公共団体や建設業界に意見を求めているところです。

一般社団法人群馬県建設業協会では、改正品確法や運用指針に対して大変期待を持っています。

そこで、会員の意見を集約するため「担い手3法に関するアンケート調査」を実施したところです。

このアンケート調査結果が、改正品確法の施行や運用指針作成の参考となり、建設現場の様々な課題を解決し、建設業の担い手を確保・育成することに生かされる事になれば幸甚の至りです。

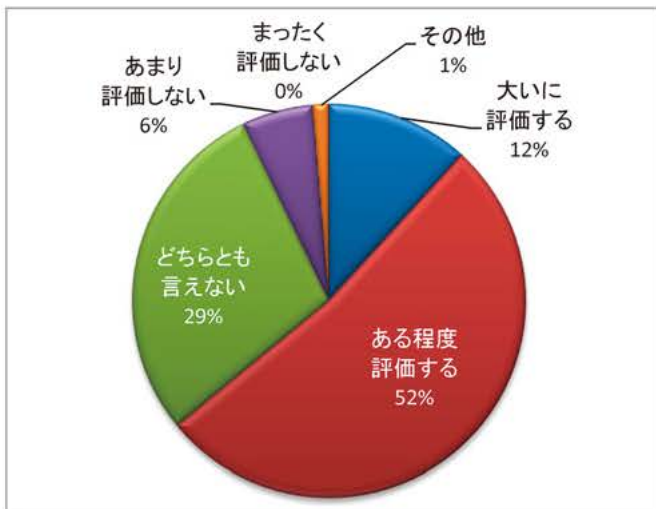
## 2. 担い手3法に関するアンケート調査結果

### 調査概要

調査日	平成26年8月12日～8月28日
調査対象	344社 (一社)群馬県建設業協会会員・地区会員
回答数	307社
回答率	89%

### (1) 第I部 担い手3法の施行に関する設問

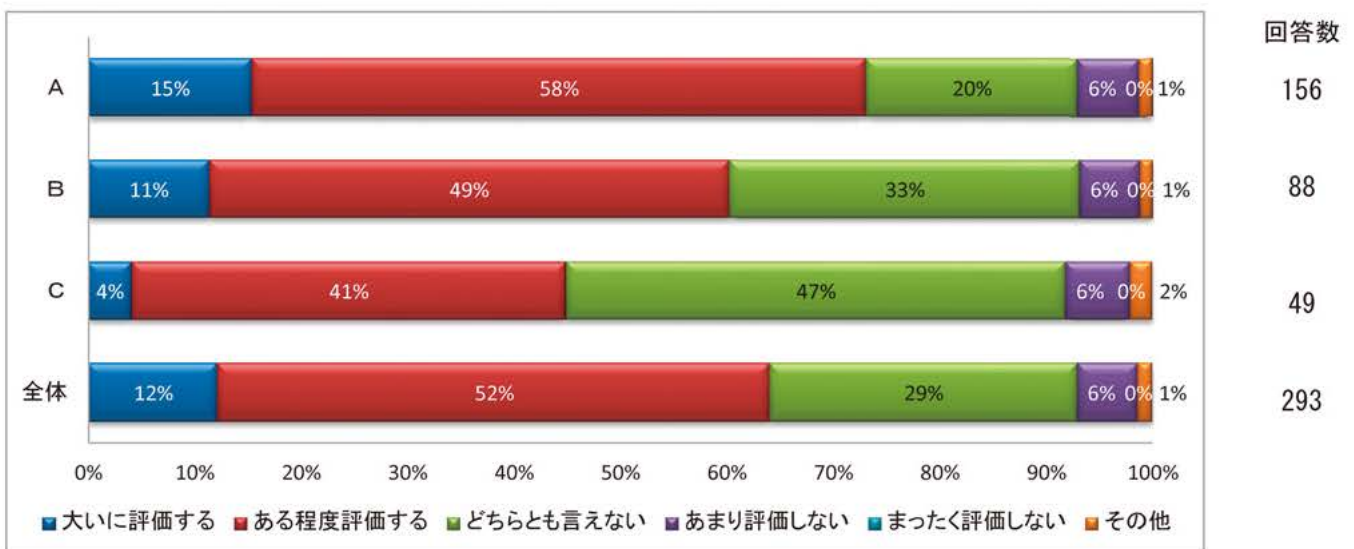
#### 問1 担い手3法の評価



	回答数	%
大いに評価する	36	12
ある程度評価する	160	52
どちらとも言えない	88	29
あまり評価しない	18	6
まったく評価しない	0	0
その他	4	1
合計	306	100

#### その他

- ・詳しくわからない。
- ・まだ理解をしていない為、評価できない。
- ・わからない。
- ・法律の成立を知らない。



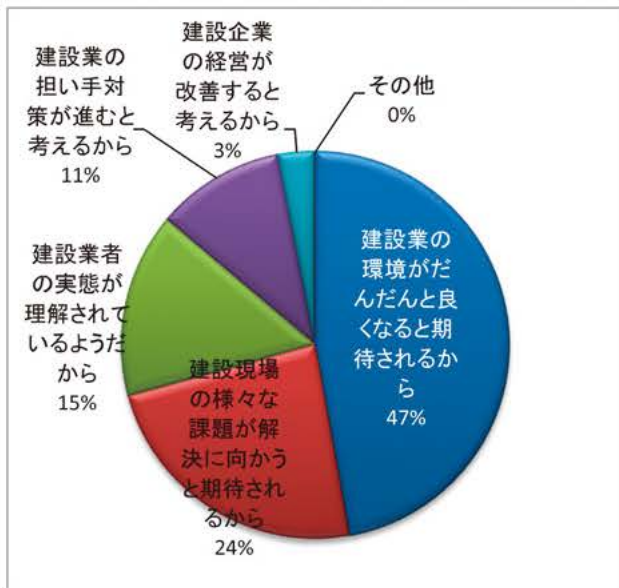
(注) 土木工事の参加資格を有する者の回答を、等級別に集計したものである。

「ある程度評価する」が52%、「大いに評価する」が12%で合計すると6割を超えたが、「どちらとも言えない」が約3割を占めた。

土木工事の参加資格別でみると、A等級の方が、B、C等級より評価の割合が高かった。



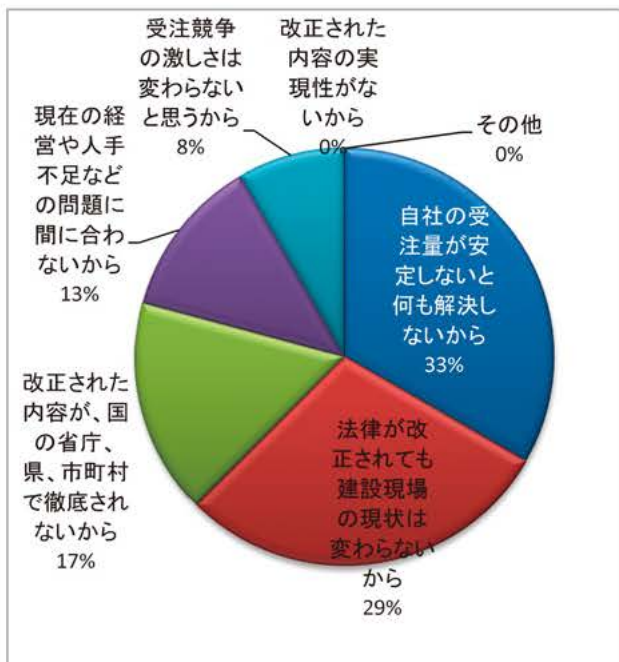
問1-1 「大いに評価する」「ある程度評価する」を選択した理由



	回答数	%
建設業の環境がだんだん良くなると期待されるから	92	47
建設現場の様々な課題が解決に向かうと期待されるから	46	24
建設業の実態が理解されているようだから	30	15
建設業の担い手対策が進むと考えるから	21	11
建設企業の経営が改善されると考えるから	6	3
その他	0	0
合計	195	100

「建設業の環境がだんだん良くなると期待される」が47%で約半数、「建設現場の課題が解決に向かうと期待」が24%で「期待される」の合計が7割を占めたが、担い手3法が目的とする「建設業の担い手対策が進む」は、11%にとどまった。

問1-2 「あまり評価しない」「まったく評価しない」を選択された理由

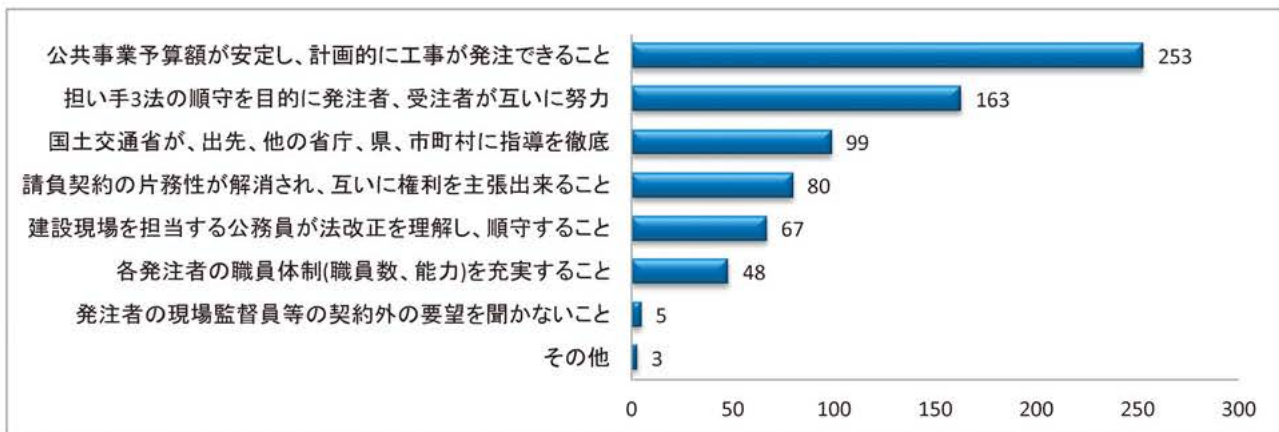


	回答数	%
自社の受注量が安定しないと何も解決しないから	8	33
法律が改正されても建設現場の現状は変わらないから	7	29
改正された内容が、国の省庁、県、市町村で徹底されないから	4	17
現在の経営や人手不足などの問題に間に合わないから	3	13
受注競争の激しさは変わらないと思うから	2	8
改正された内容の実現性がないから	0	0
その他	0	0
合計	24	100

(注) 問1で「どちらとも言えない」を選択した回答6件が含まれている。

回答数は24件で少ないが、「自社の受注量が安定しないと何も解決しないから」が33%、「建設現場の現状は変わらない」が29%という結果だった。

## 問2 担い手3法が、改正目的にそって施行されるための必要事項（3つ以内で選択）

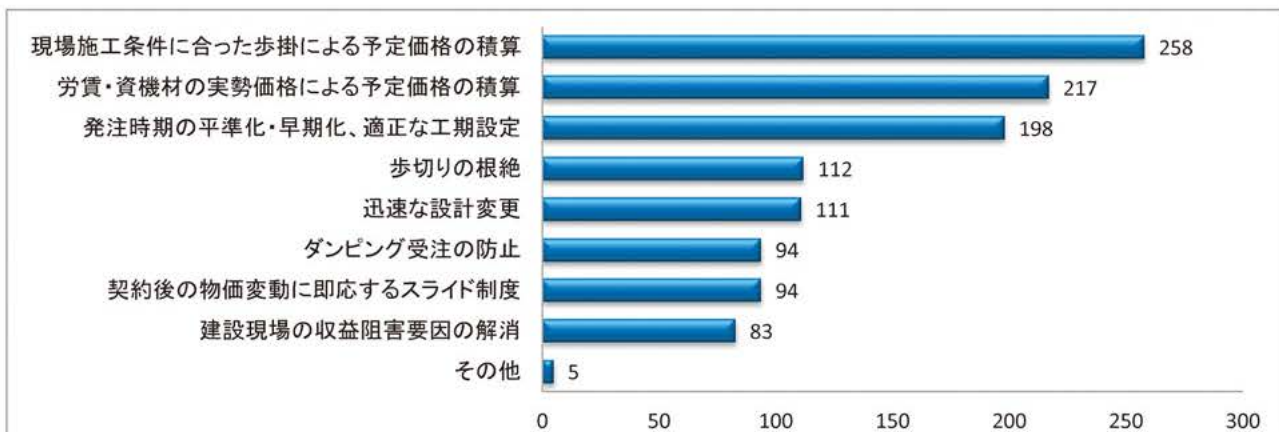


### その他

- ・建設現場を担当する公務員（発注者）が法改正及び改正主旨を十分に理解し、順守すること。
- ・先行指示や設計変更が事前の両者合意で行われること。
- ・発注の平準化。

「公共事業予算額が安定し、計画的に工事が発注」が253件で回答者の8割が選択した。次に「発注者、受注者が互いに努力」が163件、「国土交通省の指導徹底」が99件で、改正目的にそって努力や国土交通省の指導を期待する項目が多かった。

## 問3 公共工事において受注者が適正な利潤を確保するためには何が大事（5つ以内で選択）



### その他

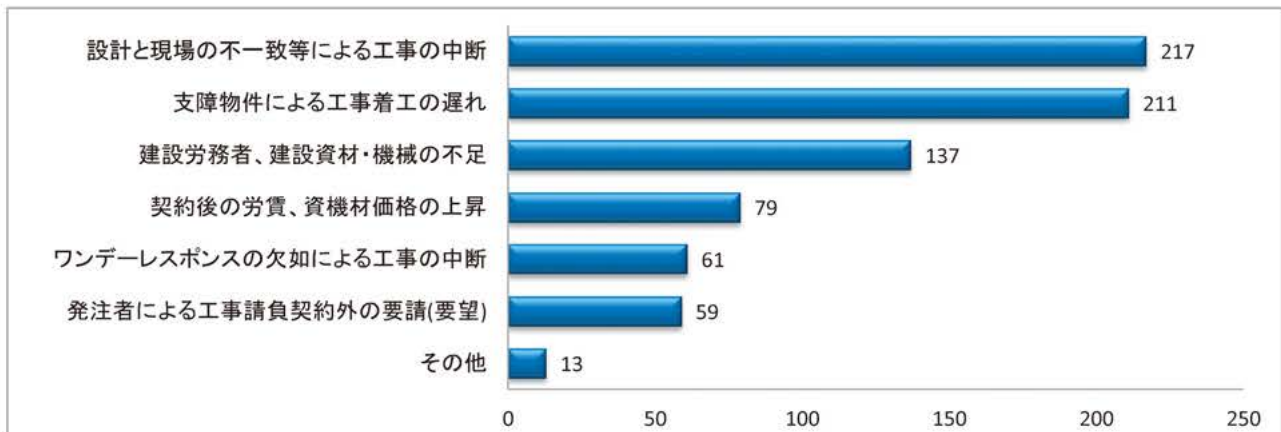
- ・現場施工条件に合った施工計画作成と歩掛りによる予定価格の積算。
- ・施工歩掛の見直し、歩掛り自体の適正化、出来形管理値の見直し。
- ・治山、林道工事での立木処理が予定価格よりかかりすぎる。
- ・労務単価・資材単価が市場より後になる。

「現場施工条件に合った歩掛による予定価格の積算」が258件で回答者の8割が選択した。次に、「実勢価格による予定価格の積算」が217件、「発注時期の平準化・早期化、適正な工期設定」が198件と多かった。

適正な利潤を確保するためには、施工条件に合った歩掛、実勢価格による予定価格の積算と発注の平準化の重要性が改めて認識される結果だった。



#### 問4 建設現場の収益性阻害要因（3つ以内で選択）

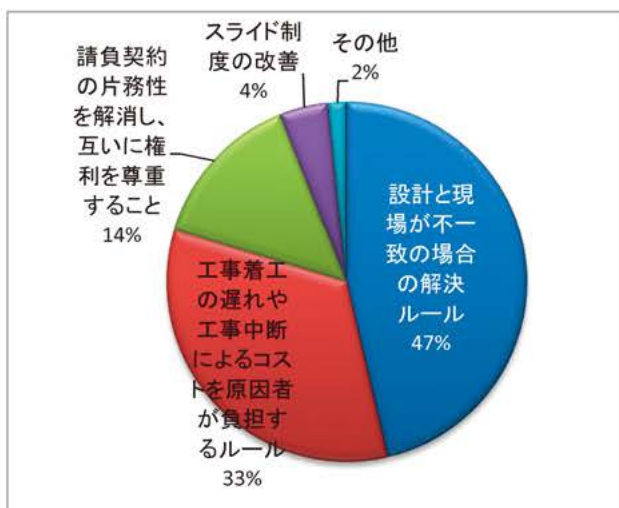


#### その他

- ・ 事前調査不足。
- ・ 仮設費を適正に見てもらえない。
- ・ 各現場での合わない歩掛。
- ・ 現場に合わせた積算方法。
- ・ 現場条件及び規模が反映されていない工期設定。
- ・ 施工条件に合わない歩掛での契約変更。
- ・ 準備工（伐採・除草等）の経費の適正な変更や仮設費（工事）の変更。
- ・ 設計者の都合で変更協議に応じない。（議会説明等）
- ・ 設計単価と実際単価と差異。
- ・ 低入札価格調査。基準が低い。（95%が妥当）
- ・ 発注後に於けるスムーズな着手と適正工期の遵守。
- ・ 発注者都合による工期の遅延。
- ・ 図面と現場の相違。

「設計と現場の不一致等による工事の中断」が217件、「支障物件による工事着工の遅れ」が211件で上位1位、2位を占め、次に「建設労働者、資機材の不足」、「労賃、資機材の上昇」が続いた。工事の中断や工事着工の遅れは、従来から指摘され発注者が努力されているところだが、発注者には改正品確法の改正趣旨に沿って従前以上の取り組みをお願いしたい。

#### 問5 収益性阻害要因を解消するための重要事項



	回答数	%
設計と現場が不一致の場合の解決ルール	139	47
工事着工の遅れや工事中断によるコストを原因者が負担するルール	100	33
請負契約の片務性を解消し、互いに権利を尊重すること	43	14
スライド制度の改善	13	4
その他	5	2
合計	300	100

「設計と現場が不一致の場合の解決ルール」が47%で約半数、次に「着工遅れや工事中断コストを原因者が負担するルール」が33%、「請負契約の片務性解消」が14%だった。設計と現場の不一致や工事の中断により工期が延びると建設現場の固定費などコストが増え収益性を阻害するので、こうしたことが生じた場合の解消ルールが重要という結果だった。



(2) 第Ⅱ部 改正品確法「運用指針（骨子イメージ）」に関する設問

(2) 工事発注準備段階

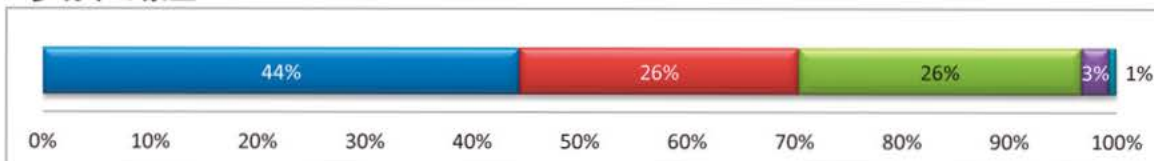
⑦ 担い手の確保・育成に必要な適正利潤の確保のための適正な予定価格の設定

・最新の単価、見積り等を踏まえた予定価格の設定



回答数  
306

・歩切りの禁止



回答数  
304

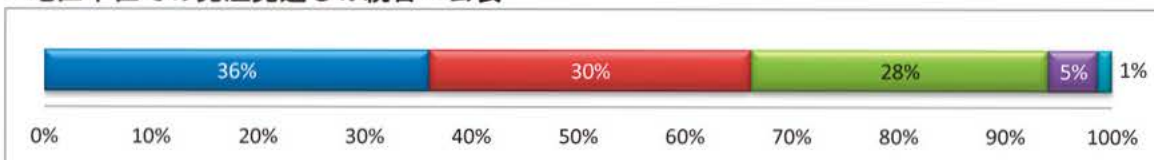
・担い手の確保・育成に必要な適正利潤を確保するため。最新の施工実態等を踏まえた積算基準をはじめとする積算体系の見直しと適用



回答数  
305

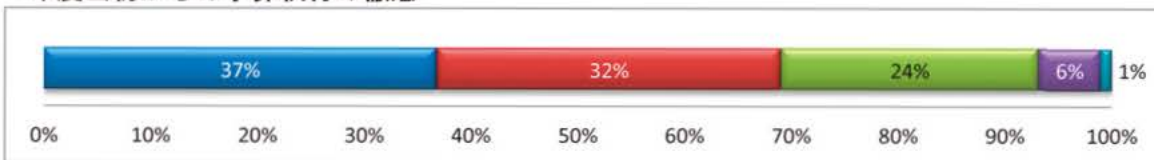
⑨ 計画的な発注や適正な工期の設定及び工事施工時期の平準化

・地区単位での発注見通しの統合・公表



回答数  
305

・年度当初からの予算執行の徹底



回答数  
307

・工事や地域の特性、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期設定



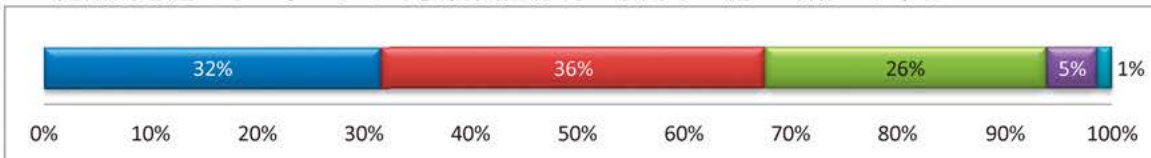
回答数  
306

・工事開始前に労働者や建設資機材の確保等の準備を行うための余裕期間の設定



回答数  
307

・一定期間を超える工事における債務負担行為の活用など施工時期の平準化



回答数  
306

(3) 入札契約段階

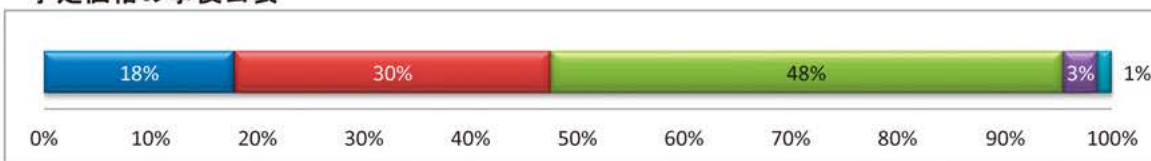
⑩競争参加資格の設定、予定価格の事後公表等による適切な競争環境の確保

・工事内容を踏まえ、地域要件や施工実績などの競争参加資格を適切に設定



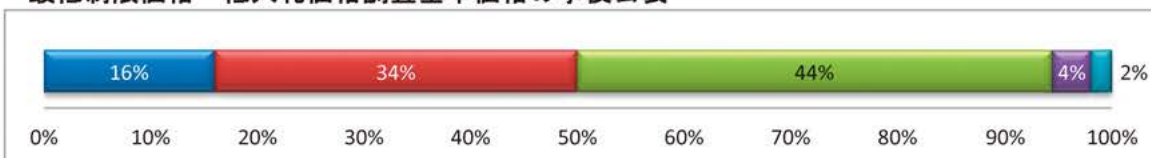
回答数  
305

・予定価格の事後公表



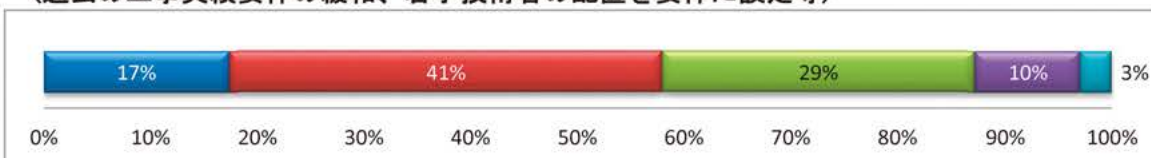
回答数  
305

・最低制限価格・低入札価格調査基準価格の事後公表



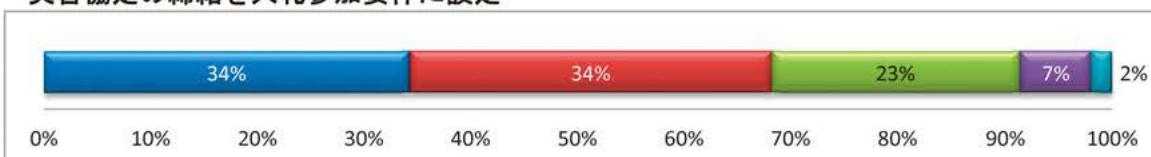
回答数  
306

・工事の難易度等に応じ、若手技術者の配置を考慮した競争参加資格の設定  
(過去の工事実績要件の緩和、若手技術者の配置を要件に設定等)



回答数  
305

・地域いっの維持管理工事等において、競争性の確保の状況を踏まえて、災害活動実績や災害協定の締結を入札参加要件に設定



回答数  
306

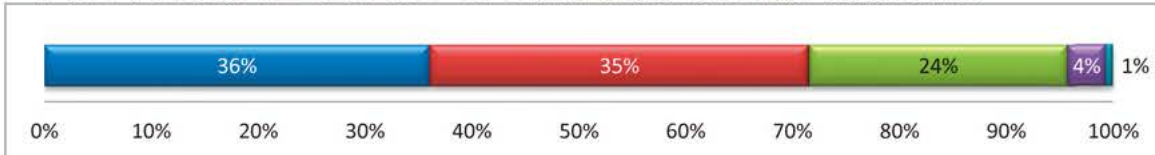
⑪企業の施工能力の適切な評価、適正価格での契約

・企業・配置予定技術者の技術的能力に関する技術審査の適切な実施



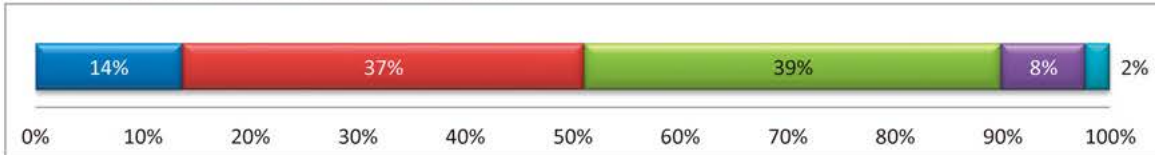
回答数  
307

・地域インフラの維持管理工事等において、災害活動実績や災害協定の締結を評価



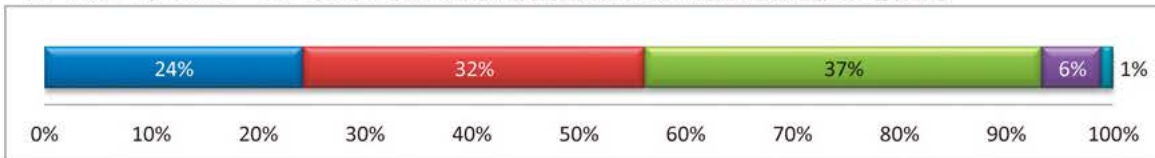
回答数  
307

・工事の難易度等に応じ、若手技術者の配置を考慮した評価項目の設定  
(若手技術者の配置を評価項目に設定等)



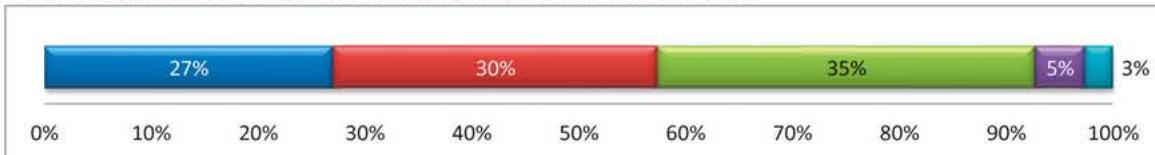
回答数  
307

・全ての工事において、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定



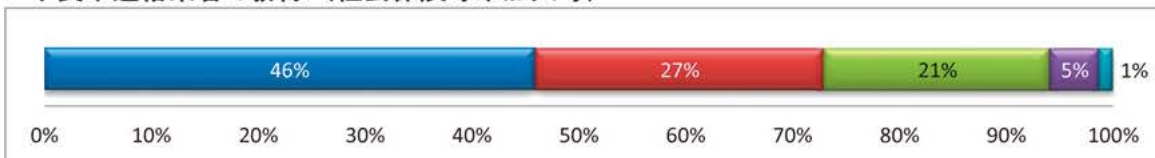
回答数  
307

・入札内訳書の適切な審査による見積能力のない業者の排除



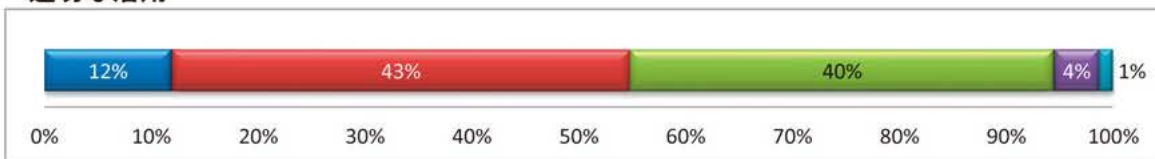
回答数  
306

・不良不適格業者の排除（社会保険等未加入等）



回答数  
307

・工事の難易度等に応じ、技術提案を求めずに企業・技術者の実績等を評価する総合評価の適切な活用



回答数  
306



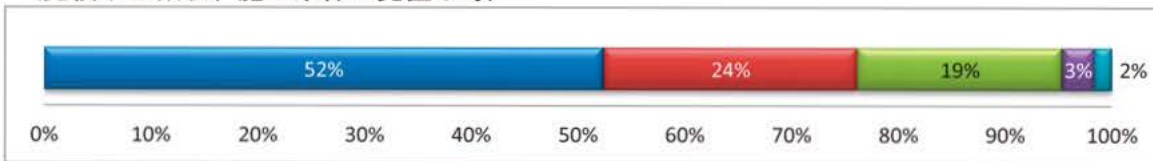
- ・ 時期や工種等が同じ複数の近接工事において技術資料を同一のものとする一括審査方式の適切な活用



回答数  
307

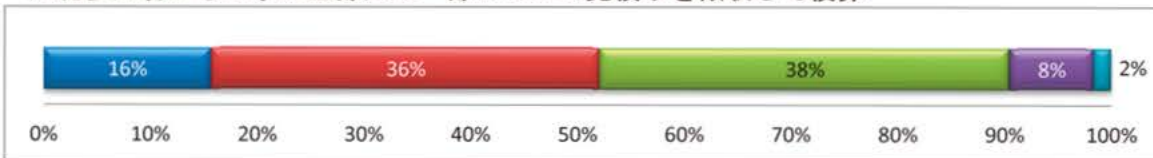
⑫不調・不落時の見積り徴収方式の活用等、円滑な施工確保対策

- ・ 官積算と実勢価格の乖離が想定される場合、予定価格の適切な見直し（見積りの徴収、施工条件の見直し等）



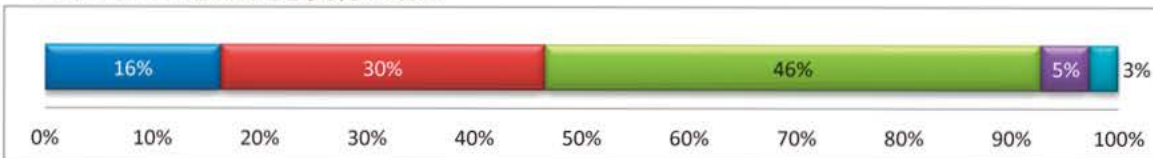
回答数  
305

- ・ 入札参加者から工事の全部又は一部について見積りを徴収して積算



回答数  
305

- ・ 不落になった後の随意契約の活用

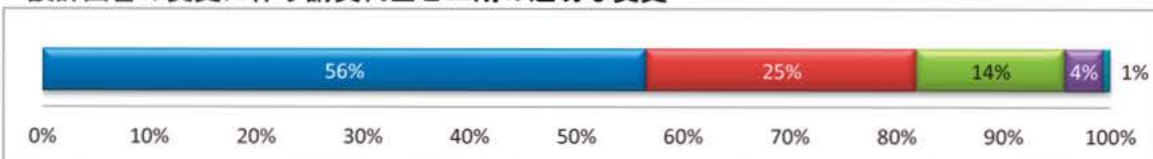


回答数  
305

(4) 工事施工段階

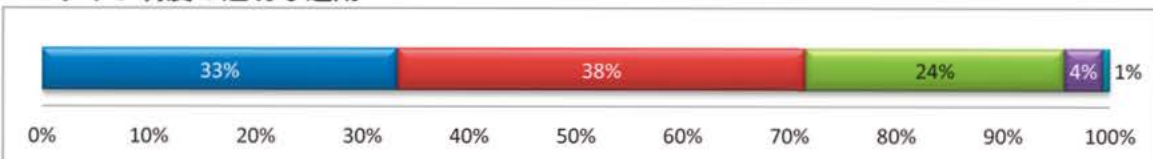
⑭施工実態、単価の変動等を踏まえた適切な契約変更の実施

- ・ 設計図書の変更に伴う請負代金と工期の適切な変更



回答数  
307

- ・ スライド制度の適切な運用



回答数  
306

⑩ 施工現場における労働環境の改善

・ 施工現場等における労働単価の周知徹底



回答数  
307

・ 建設業許可行政庁と連携した社会保険等加入の徹底



回答数  
307

⑪ 受注者との情報共有や協議の迅速化等、円滑な執行の確保

・ 三者会議（専門工事業者も適宜参画）により、設計思想等を施工者と共有



回答数  
307

・ 受注者からの協議等について、ワンデーレスポンス（即日回答）に努める



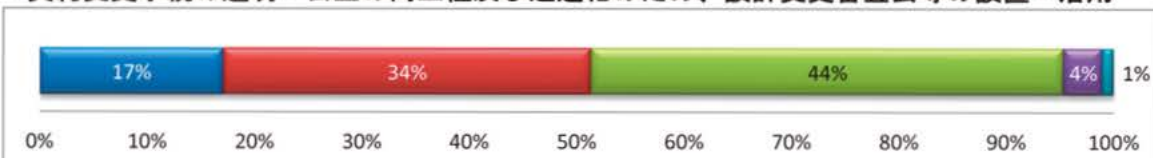
回答数  
307

・ 設計変更ルール of 適切な運用（設計変更・一時中止ガイドラインの活用）



回答数  
307

・ 契約変更手続の透明・公正の向上性及び迅速化のため、設計変更審査会等の設置・活用



回答数  
307

(5) 完成後

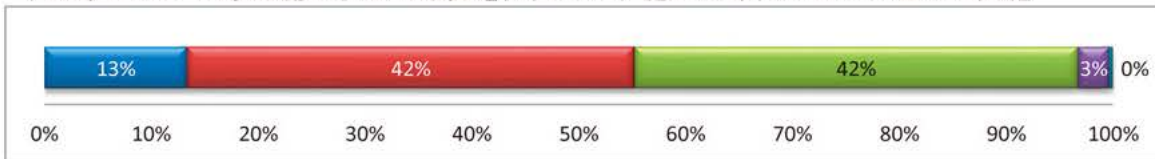
⑱ 適切な完成検査・工事成績評定

・原則として技術検査や工事の施工状況の評価（工事成績評定）を実施



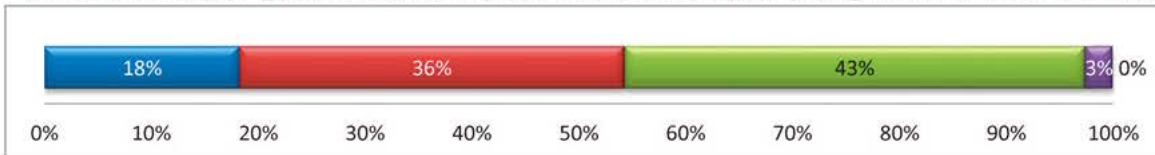
回答数  
307

・完成検査は、工事の施工状況の確認を充実させ、施工の節目において適切に実施



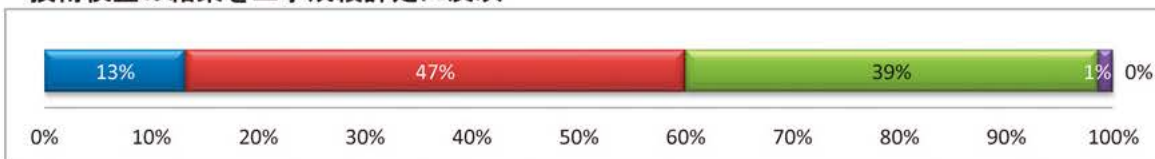
回答数  
306

・施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知



回答数  
306

・技術検査の結果を工事成績評定に反映



回答数  
287

⑲ 完成後一定期間を経過した後も含め、完成時の施工状況の確認・評価

・必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施



回答数  
305



重要度が「高い」、「やや高い」及び「普通」の合計は、ほとんどの項目が90%を超えた。

「高い」や「やや高い」の割合が多い項目

1 「高い」が50%を超えた項目

- (2) 工事発注準備段階
  - ・最新の単価、見積もり等を踏まえた予定価格の設定 (56%)
- (3) 入札契約段階
  - ・官積算と実勢価格の乖離が想定される場合、予定価格の適切な見直し (52%)
- (4) 工事施工段階
  - ・設計図書と変更に伴う請負金額と工期の適切な変更 (56%)

2 「高い」と「やや高い」の合計が、70%を超えた項目

- (2) 工事発注段階
  - ・最新の単価、見積もり等を踏まえた予定価格の設定 (73%)
  - ・歩切の禁止 (70%)
  - ・担い手の確保・育成に必要な適正利潤を確保するため、最新の施工実態等を踏まえ積算基準をはじめとする積算体系の見直しと適用 (73%)
  - ・工事や地域の特性、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期設定 (72%)
- (3) 入札契約段階
  - ・地域インフラの維持管理工事等において、災害活動実績や災害協定の締結を評価 (71%)
  - ・不良不適格業者の排除(社会保険等未加入等) (73%)
  - ・官積算と実勢価格の乖離が想定される場合、予定価格の適切な見直し (76%)
- (4) 工事施工段階
  - ・設計図書の変更に伴う請負代金と工期の適切な変更 (81%)
  - ・スライド制度の適切な運用 (71%)
  - ・受注者からの協議等について、ワンデーレスポンス(即日回答)に努める。(71%)
  - ・設計変更ルールの適切な運用(設計変更・一時中止ガイドラインの活用) (71%)

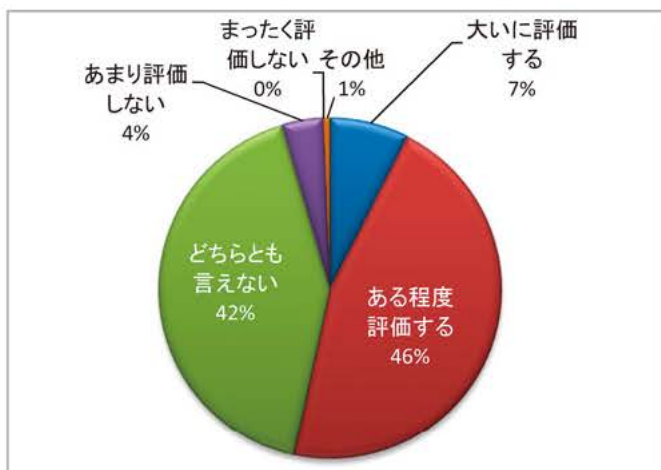
「高い」と「やや高い」の割合が少ない項目

「高い」と「やや高い」の合計が、50%未満の項目

- (3) 入札契約段階
  - ・予定価格の事後公表 (48%)
  - ・不落となった後の随意契約活用 (46%)
- (5) 完成後
  - ・必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価の実施 (33%)

### (3) 第三部 改正品確法「多様な入札及び契約の方法」に関する設問

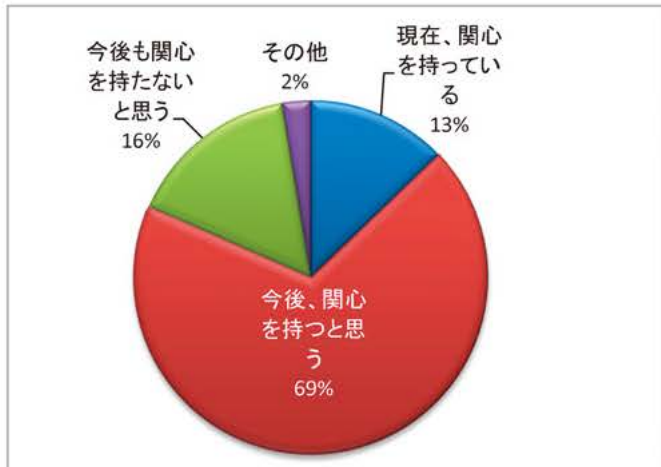
#### 問1 多様な入札契約方式に対する評価



	回答数	%
大いに評価する	23	7
ある程度評価する	141	46
どちらとも言えない	129	42
あまり評価しない	12	4
まったく評価しない	0	0
その他	2	1
合計	307	100

「ある程度評価する」が46%、「大いに評価する」が7%で合わせると過半数を超えたが、「どちらとも言えない」が42%を占めた。

#### 問2 「技術提案交渉方式」について、どう考えますか



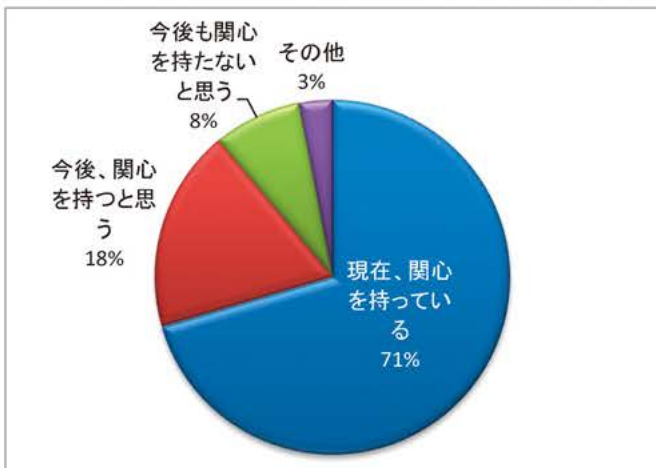
	回答数	%
現在、関心を持っている	39	13
今後、関心を持つと思う	209	69
今後、関心を持たないと思う	48	16
その他	8	2
合計	304	100

#### その他

- ・まだよく理解していない。
- ・具体的な内容がまだわからないので、どちらとも言えない。
- ・民間工事の場合はありうるが公共工事ではやめた方がよいと思う。

「今後、関心を持つと思う」が69%で、「今後、関心を持たないと思う」が16%で、「現在、関心を持っている」の13%より多かった。

問3 「段階的選抜方式」について、どう考えますか



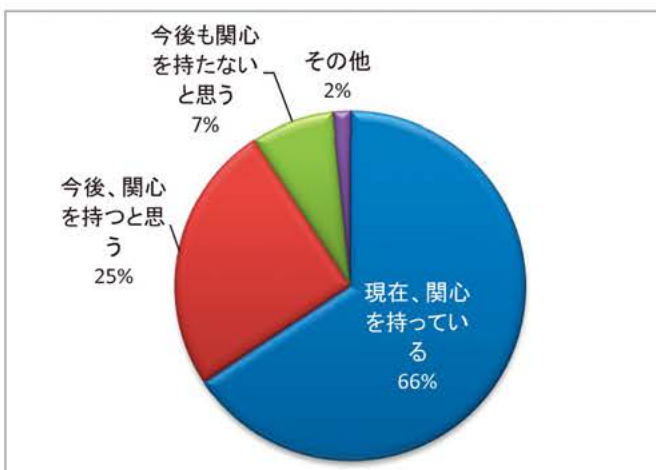
	回答数	%
現在、関心を持っている	210	71
今後、関心を持つと思う	55	18
今後、関心を持たないと思う	24	8
その他	9	3
合計	298	100

その他

- ・まだよく理解していない。
- ・わかりません。
- ・具体的な内容がわからないのでどちらとも言えない。

「現在関心を持っている」が71%を占め、「今後、関心を持つと思う」の18%とともに、関心の高さを示している。

問4 「地域社会資本の維持管理に資する方式」



	回答数	%
現在、関心を持っている	199	66
今後、関心を持つと思う	76	25
今後、関心を持たないと思う	23	7
その他	5	2
合計	303	100

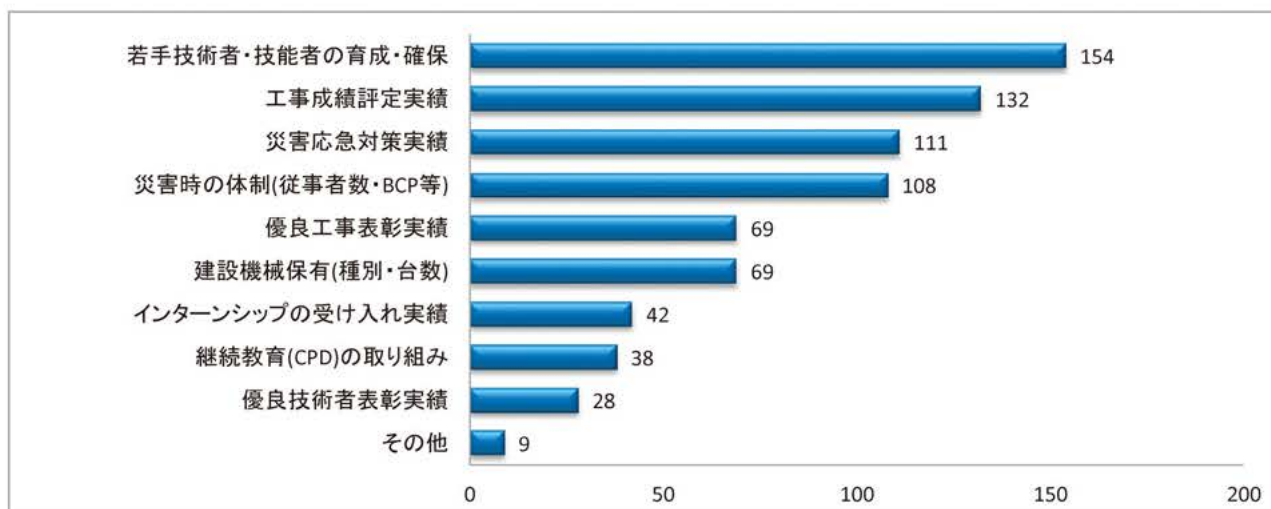
その他

- ・まだよく理解していない。

「現在、関心を持っている」が66%、「今後、関心を持つと思う」の25%とともに、関心の高さを示している。



## 問5 入札契約で発注者に重視して頂きたい項目（3つ以内で選択）



### その他

- ・過去の受注実績。（貢献度）
- ・会社内作業員（直営班）の数。
- ・経済効果。
- ・工事成績評定による点数の明記。現時点では明記内容がグレーの部分がある。
- ・施工管理技術者従事数。
- ・受注機会の拡大。
- ・地域貢献の実績。（ボランティア活動等の）
- ・地域貢献等の評価。

「若手技術者・技能者の育成・確保」が154件で一番多く、次に「工事成績評定実績」の132件、「災害応急対策実績」の111件が続いた。

なお、選択項目を分野別にみると、工事成績分野として「工事成績評定実績」、「優良工事表彰実績」及び「優良技術者表彰実績」の合計が229件、災害対策分野として「災害応急対策実績」、「災害時の体制（従事者数・BCP等）」及び「建設機械保有（種別・台数）」の合計が288件となった。

## (4) 第四部 自由意見

### 1 担い手3法について

- ・（適正な利潤の確保等のため）法改正の趣旨及び概ねの内容項目は、適時を得たものと理解される。特に、（公共工事特性を踏まえれば）品確法改正では、（単なる市場原理に基づく競争に偏重することなく、）「発注者責任の明確化」したことは「画期的改正」となっていると理解される。法改正の趣旨が、第1線の実務者レベルにまで理解され、さまざまな発注機関でその運用面での具体的な執行がなされることが期待される。
- ・「建設業法」で、公共工事における施工体制台帳の作成を金額にかかわらず、全てに提出を義務付けるのは負担が増大するので、現行程度にして欲しい。
- ・業界としては、大変良いと思う。
- ・市町村迄、徹底される事を望む。
- ・建設業の経営を取り巻く環境が悪化し、現場の技術労働者の高齢化や若年入職者の減少の問題の解消。
- ・建設業界だけでなく、他業界・一般の人々にもPRして行ってほしい。
- ・県・市町村の担当者レベルまで、3法の考え方を浸透させなければ効果が出ない。
- ・国・県・市町村に、うまく伝わるのかが心配。
- ・担い手3法が着手され、今後の動向は役所・業者の方向を確認し評価したい。
- ・目的にそって、適正に運用されるよう望みます。
- ・労務費のさらなる引上げを願いたい。現場にあった設計及び歩掛りを採用する。
- ・3Kを無くす事は難しいが、よりその範囲を縮めると同時に世間並以上の所得を確保できるよう単価上昇をし、若年層も3Kがあっても我慢でき、自信をもって結婚できるような状況にしてほしい。地方公務員の半分にもとどかない所得状況では就業者が減るばかりだ。
- ・3法の趣旨を発注者の末端まで理解し、具現化して行く事が肝要だと思う。
- ・PR不足で具体的にどうなるのか理解しづらい。事務処理が増えて、逆にコストが増えてしまわないようにしてほしい。
- ・アンケートに回答したものの、いまひとつ私共での当該について理解度が低いうえでの回答となっている。
- ・アンケートの通り。
- ・いろいろな条件や状況を把握し、選択肢も増加することによって発注者の事務量も増え、結果として発注自体も遅れるのではないか。末端の担当者がどこまで趣旨を理解し適切に運用できるかが課題である。
- ・この10数年における公共事業の減少で地域企業の弱体化が進み、今年2月の大雪の対応にも苦労した中で3法成立に伴い、長期的な発注の一定化及び平準化を強く要望いたします。又、受発注者の意見交換を今まで以上に行ない、建設業界としてより良い地域づくり・貢献を行なっていきたい。
- ・この法律が、世間の人々にいかに重要であるかを知ってもらうのが良い！建設業その物が世間からの冷たい視線です。良いイメージを作り出す事。
- ・この法律を実りあるものとするには、発注者側の努力が必要と思われる。
- ・これから、もっと細かい部分まで改正し適切な法案にして頂きたい。
- ・是非、推進してもらいたいと思います。
- ・運用について、以前の事例や基準に囚われず、確実かつ適切に実施されるよう強く要望します。
- ・改正された担い手3法が、国から地方自治体へ円滑に流用され、運用指針に基づき実行されることを期待する。
- ・改正された内容が良く理解出来ていないので、わからない。
- ・改正公共工事品確法は、担い手の確保を法の目的に明記し、将来にわたって品質を確保できるようにする発注が行なわれるようにする事が、発注者の責務となる事に大いに期待したい。
- ・確実な実行を期待しています！
- ・完全週休2日制を実施しても利潤を確保出来るような工期の設定及び積算を御願いたい。
- ・具体的に運用され、自社にどのような影響があるか全くわからない。



- ・建設業のイメージアップを図り、関係する人材（受・発注者）を確保することが重要であり、受注者においては、労務単価のレベルアップが必要と思う。
- ・建設業の実情を理解された方向であると思われます。前向きに取り組んでいきたいと思えます。
- ・建設業を取り巻く環境は依然厳しく、育成する余裕がないのが現状です。適切な仕事量と利益の確保が必要です。また資格の取得、研修等の費用の助成をお願いし、早期に担い手の育成をしていきたい。
- ・建設業を魅力ある職業にするため、発注者と業者が一体となり今後努力していく。
- ・建設業界への若者の入職悪化の改善。
- ・現在抱えている問題を改善し、業界の再生を目的とした法改正は、必要不可欠であると思う。
- ・工事の性格上支障物が出るのは止むを得ないが、その対応する期間全てが工事期間となる。技術者が当該期間拘束されなくて済む方法は有りませんか？
- ・商いが盛んになれば人が集まる。国家が健全な発展を続けるならば、建設業も自動的に発展を続けると思う。全国的に考えると、その限りにあらずである。常に国家的な後ろ盾がないと、衰退してしまう業界ではないだろうか。よって担い手3法は歓迎である。
- ・国土交通省が県・市町村に指導を徹底し、机上の法改正にならない様にして頂きたい。
- ・国土交通省の指導の元、他省庁、地方自治体と同じ動きをする様法律も含め改定して頂きたい。
- ・国土交通省関連では除々に実施されて行くと思うが、他の省庁（農林水産省、環境省等）にも実施が徹底される事を望む。
- ・今後の施行状況をみて行きたいと思えます。
- ・今後複数年に於ける、長期的受注確保の出来る予算配分を願います。
- ・市町村に徹底指導して下さい。
- ・若手労働者を確保するには、工事施工の難度を下げるとか、たとえば間知ブロック1個の重さを軽くするとかしないと難しいと思う。
- ・制度改正を、これからいかに進めて行くかによって建設業の将来が左右されると思う。
- ・政権が変わる度に、公共事業の発注量が猫の目の様に変動する事が望ましくない。発注量の減少で右肩下がりだった業界で、体力の無い業者はある程度淘汰されたと思う。これからは、年間を通じて平準な発注を期待したい。
- ・請負契約の片務性が解消され互いに権利を主張出来る事、国土交通省が県・市町村に指導を徹底する事、発注者の職員体制を充実する事。
- ・全体的に見て、これからの建設業発展のために、十分期待が持てる。
- ・単価、労務費を上げてもらいたい。
- ・担い手3法の改正は、業界にとって又とない機会であるが、どこまで実現できるかを含めて期待しているところです。
- ・担い手3法はいい法律だと思う。
- ・担い手の確保又インフラの品質確保に必要な制度改正だと思えます。
- ・適正な工事価格での受注は、下請会社も含め、全ての建設会社が活気付くことにも繋がるので期待しています。また不当な価格（ダンピング）も締め出せますので、市場も安定すると思えます。
- ・同法の早期の浸透と、より良い運用を希望します。
- ・入札資格に技術者だけでなく、作業員の人数も社会保険加入者で確認出来るようになったので経営審査事項に反映してもらいたい。災害協定を結んでいても現場の作業は、作業員なしでは出来ない建設機械の運転作業や人力作業など技術者では、出来ない作業がほとんどである。
- ・年間を通しての仕事量の確保が必要。
- ・評価はするが、担い手（若手入職者）を確保するには、まだ基本的なことが抜けていると思う。雇用する企業の先行きの見通しや、安定した経営環境で安定した雇用と育成が出来る様な、政策を約束しないと無意味になる。
- ・問3、品確法、第7条を特に重視。発注時期の平準化、適正な工期設定を望みます。
- ・良いと思えます。



- ・建設業法における工事現場の技術者制度において、請負契約により、工事現場に置くべき技術者やその資格要件、専任制が定められているが、(例：請負金額が2,500万円以上は専任技術者になる等)この制度が定められた時点からの物価の上昇や、消費税等の制定及び昨今の税率の上昇により、制定されている金額の妥当性について検討していただき、金額の引き上げの見直しをしていただきたい。(例：請負金額が2,500万円の場合、現在は200万円程度が消費税であり、これだけでも制定当時と比較して純粋に基準が低下しており、時代にそぐわない気がします。

## 2 公共工事における適正な利潤の確保について

- ・(1) 積算の材料割増率の見直し(特に治山堰堤工事等の間詰コンクリートの割増)床掘面に直接打設する場合の割増と型枠内へ打設する場合が同じである。実際には細心の注意をし掘削しても、50%以上の割増になる場合が多々あり、施工実態と大きく異なっている。標準で20%割増それ以上については折半とする。などの対応がとれればいいのだが？
- ・「経済なき道徳は戯言であり、道徳なき経済は犯罪である」という言葉があります。利潤の確保は極めてあたりまえのことではないだろうか。これができない公共工事はまさしく犯罪である。
- ・安定した工事の受注。適正な工期の設定。
- ・適正な価格・単価がおこなわれる事。歩切りをしない。
- ・負につながる要因は、甲・乙(受・発注者)両者に存在する事を認識し、両者間の意志の疎通をはかれる様風通しの良い関係の構築を望む。
- ・ダンピング対策、歩切根絶等は期待している。
- ・何とも言えない。
- ・競争激化によるダンピング受注を抑止する制度の充実。適正な工期設定→発注側で工期に影響する要素が予測できる場合は、予め全て公表してほしい。
- ・建設資材、労務単価等、価格の変動の大きな物は、実勢価格での発注が望まれる。又工事期間中でも価格変動に対応できる様なシステム(現在のスライド制)をより充実なものにして欲しい。
- ・工期延長による適正な労働単価等の確保(夜間・休日作業費)をお願いしたい。適正工期の設定。
- ・工期短縮での利潤の確保・設計図と現地の不一致等の撲滅。
- ・行き過ぎた価格競争の是正、採算性の向上を願う。積算時と、受注者が現実に工事を開始する時期の資材等の価格の差違を考慮していただき、且つ、積算資料と実態の原材料費の差違をみていただきたい。
- ・最近の価格変動に迅速に対応できるシステムを作り、現状にあった価格で工事が出来ること。
- ・施工パッケージの積算は、国交省の様な大型工事には合うが、県・市町村の様な小規模工事には合わない。かなり大幅な補正をしないと適正な利潤の確保が出来ない。
- ・実情に則した積算体系・技術者育成。
- ・設計変更は適切に行う。電柱等の支障物は事前に処理しておく。町村では歩切を行っているところもあるがしないように指導する。
- ・発注量の長期安定化・平準化により、担い手として人材育成・確保・技術力の向上等長期計画が図れる。又利潤の確保により強靱な体力を付け、各物件の対応及び地域貢献に結び付けて行く事が出来る。その為には入札時・設計変更時の内容の明確化・添付資料の義務化、小規模工事等も同様とし内容の膨張化の抑制等をお願いしたい。
- ・1. 受注後の空白の時間(支障物件やワンデーレスポンスの遅れ等々)をいかに少なくするか。2. 歩掛りの見直し。3. 受注者サイドに立った設計変更。等々が必要と思う。
- ・26. 8. 23日付群馬建設新聞 国交省元事務次官佐藤直良氏の寄稿文より上場企業の営業利益率トップ100には建設業は1社も入っていない。100位の企業の営業利益率は約24%、上場建設業のうち、大手4社の営業利益率は2%程度。地場の建設業経営者の声は、3%は超えたいとのこと。公共工事の場合、「税金でやっているから」という現実が余りにも強調されてきた気がする。まことに的を得た意見であると考える。



- ・ダンピング受注の防止。
- ・この業界は、需給が逼迫してもダメ、バブルが起きて価格高騰を招くだけで終わってしまう。安定的な一定量を持続していただかないと、利益の確保も人材の育成も出来ないと思います。
- ・しっかりした納税意識を持って社会の一員として、役立つべきだと思います。
- ・ダンピングを繰り返して無理な受注をする業者は、指名数量等で他社と差を設けてはどうかと思う。ダンピングの減少が、適正な利潤確保に繋がると思う。
- ・より細かい市場調査や、工事の特性等を考慮して頂き、積算業務を行なって欲しいと希望します。
- ・悪天候による工事施工の出来ない状況等を考慮してもらいたい。屋根のある工場内の作業とは別物である。
- ・安定的な受注。
- ・安定的に利潤が確保できれば、存続していくために必要なコスト（教育・機械・設備など）を掛けられるので、より効果的になります。
- ・何に対しての適正かという適正な建設物を作る事であり、民間会社はあらゆる準備及び体制が必要であり、利潤の確保は会社の根幹に係わるものである。
- ・価格のみの競争から価格と品質の両面への移行は評価できますが、意図的に方向性を決められるようでは返って悪くなると思いますので、今後の動向を見たいと思います。
- ・企業への天下り（特にコンサルタント）の防止により、測量設計の責任の厳格さの確保。歩掛の完全見直し、現場条件に合った積算及び単価の設定。受注者の責以外の工期延伸時の経費加算、受注者との協議での適正な設計変更。受注者、発注者の実質的な対等な権利の確保。安易な建設業許可の授与の抑制。
- ・技術力の差、工事实績の差などの入札では、格差が生まれ悪循環になる。
- ・急激に工事の発注数が増え、材料や機械専門業者の不足による値段の高騰がおきて、利益を圧迫している。
- ・経費に育成、確保費を積上げて頂きたい。
- ・建設市場での労務・資材等の取引単価（価格）、施工の実情を的確に反映した予定価格を適正に設定して欲しい。
- ・建設資材等が値上がりしてますので、設計に遅滞なく反映してもらいたいです。
- ・現場での説明及び、施工における手順等細かい工事内容を把握し、ダンピング防止を徹底する。
- ・現場と設計の不一致をなくす。他工事の進捗状況または用地や支障物のため工期の延長が見込まれる工事は入札時に明示し、工期延長時の現場管理費用を設計変更対象にする。
- ・現場に応じた積算。（小規模工事に施工パッケージの導入）
- ・現場に合った単価・経費を見直してほしい。
- ・現場に見合った歩掛り等をしてもらいたい。
- ・現場条件に見合った単価設計を願いたい。
- ・現状であれば、予定価格の90%～100%の間で競争できるルール作りをお願いしたい。
- ・公共工事においても、適正な利益をあげなければ会社は続かない。本社経費を考えて利益を出していかなければならない。
- ・公共事業費の安定。
- ・工事の発注が平準化され、労賃、資機材の実勢価格による予定価格の積算、現場施工条件に合った歩掛りによる予定価格の積算。ダンピング受注の防止等によって利潤の確保をしたい。
- ・工事の発注に当っては、内容の整合性の確認や着工阻害要因の解決を行ない、受注後は速やかな着工と適切な変更が出来る事が重要だ。
- ・工事受注した後、長期の休工は無いように出来ないでしょうか！
- ・工事発注との関わりでは、具体的に近年、概算概略発注による「設計施工分離発注の原則」が形骸化され、設計も含めた着手前の工事内容の吟味に工期（及び経費）を要する。「積算の標準化、省力化」を追及するあまり、ややもすれば、現場条件を軽視した「施工計画（積算用）」と「積算」で現場条件の乖離が生じて、進捗に伴う設計変更には、（説明資料の作成等に時間と労力を要する等）反映されにくいことがある。予算執行を優先するあまりに実態に合わない「発注時期や工期設定」がなされ、完成するために、過度な資機材投入による割高経費や工期延伸による経費増が生じることがある。当初設定された条件変更の解釈をめぐり、柔軟性に欠いた「設計変更」協議などに見られる「公共工事における適正利潤確保」の阻害要因を解決する必要がある。



- ・工事発注後の問題（用地交渉）が発生しないことが重要と思う。
- ・工事歩掛が昔のままである事や、工事場所ごとに同じ物を使って積算することに無理がある。
- ・構造物単位の積算（橋台、BOXカルバート）では、労務賃金をアップしてもらっているが全く反映していない。また市場価格対応の積算も反映していない。鉄筋なども職人がいない、これも利潤の伴った単価であれば職人も魅力をもって就業につくのではないかと思うので、適正な積算単価を確立してほしい。
- ・今後の施行状況をみて行きたいと思います。
- ・作業員末端まで、他の業種より待遇が良いイメージができる様に利潤の確保を願う。
- ・市場価格の適正な運用、道路脇と山の中腹が同じ価格で出来るわけがない。
- ・市場単価に即対応出来る官側の体制と、現況に合った積算にての対応。
- ・施工箇所や施工条件等現場での対応による、歩掛や経費の見方をもっと細かくするか、適応できる様にしてもらいたい。
- ・自社の受注量が安定しないと何も解決出来ない。
- ・実勢を反映させる予定価格の設定、最低制限価格の引上げ等。
- ・受注後速やかに着工出来る様な現場状況を望みます。（現場に応じた設計を望みます。）コンサルタントに依存した設計が多く見受けられます。発注者が設計者をチェックせず発注している様子。
- ・受注者の一般管理費が確保出来るように、予算額に見合った設計をして欲しい。設計と現場が一致し、計画通りの施工が出来る事が第1歩と思う。事前協議に係る経費と工期の見直し。直接工事費に対しての間接費の見直し。（間接費のUP）
- ・準備工（事前調査・伐採等の費用）、仮設工の適正な費用の積算や変更を見る事。
- ・小規模な工種及び施工においては、今までは工事全体で見てこなして来たが、補正をして適正な利潤が上がるように考えていただきたい。
- ・小規模工事の歩掛り及び経費の拡大。
- ・小規模工事の歩掛りに寄らない見積り方式の充実。（歩切りしない）
- ・早期着工、早期完成が基本であるので、発注者の迅速な対応をお願いしたい。一般管理費が増加しつつあるので、対応をお願いしたい。
- ・他業種と比較し、利益率が低いと感じます。改善には単価見直しよりも歩掛の適正化が重要と考えます。また異常気象による効率低下も利益を大きく圧迫する要素となっていますので、補正が必要と感じます。
- ・地域格差の無い様な発注。
- ・中・長期的な発注を御願いたい。
- ・適正な利潤を確保するためには、現状の歩掛・単価・経費等の抜本的な見直しが必要だと考えます。なぜなら建設業自体の利益率は他産業に比べても非常に低い为中長期的な育成・確保はかなり難しい。
- ・適正な利潤を確保するには、適正な積算のもと、適正な予定価格で入札が行なわれること。なによりも適正な工期の設定がされ、支障なく工事が進捗するため、受発注者が早期完成を認識すること。
- ・適正な利潤確保の継続は、以下の面で重要であり必要である。技術開発、新技術導入、環境対策型建設機械導入、設備投資促進、後継者育成と確保、若手技術者育成と確保、福利厚生の実施による離職率の低減。よって適正な利潤の追求と確保は大事であり、発注側も考慮に入れて欲しい。
- ・特に建築工事において、設計時の積算予算確保がされているようですが、出来る限り発注時の市場単価との比較見直し等を御願いたい。
- ・年間の工事量がある程度一定する状況を切に要望します。
- ・年間を通じて平均な工事量が確保出来れば有効な人的投資、設備投資が可能となり将来的に利潤の確保につながる。
- ・発注の平準化により、安定した利潤の確保ができるようお願いしたい。
- ・発注者が、積算価格と実勢価格との乖離をなくす！
- ・発注者が施工者と一体となって工事を計画通り完成させるという意志を持って、常に変動する現場に対し、誠意による対策をとることが適正な利潤に繋がると考えます。（発注さえすれば、完成期日後に完成品を受け取るというスタンスでは品質確保や適正利潤に繋がらない）
- ・発注者側が適正な利潤の確保できる価格設定をする事により、受注者側も処遇改善に取り組めるようになる。



- ・発注優先順位を決めて、適正な予算が確保できない工事は発注しない。
- ・標準歩掛では採算が合わない小規模交差点改良工事や補修工事は、採算割れを防止出来るような工事規模補正を検討していただきたい。
- ・物価の急激な高騰や、労務費の高騰など変動が激しい状況が続いているので単品スライド等見直しをしてもらいたい。
- ・民間事業者で安定して経営することは世間全体を見ても無理な所があるが、山村地域ではやはり必要な業種であり、地域内に1社もなくなる事がないよう考慮をする必要がある。
- ・予定価格を事前公表することについての利害得失は、議論しつつされていると思いますが如何でしょうか。
- ・労務や資材などの施工価格と設計価格にまだまだ大きな差がありますので、施工に反映した予定価格の設定をお願い致します。
- ・予定価格に実勢に合った労賃・資機材等の取り入れ。工事着手出来ない場合や、一時中止または工期延期になったときの経費を適正に見てもらいたい。
- ・労務単価、特に市場単価のアップをお願いしたい。

### 3 担い手の中長期的な育成・確保について

- ・一定期間の実務があれば、以前の様に講習会にて評価をし、資格を持たせる様にすれば定着するのでは。
- ・建設労働者の低賃金をなるべく早く改善し、若年層を中心に今一段の就労意欲を高める事が何より重要。
- ・最終的には、完全週休2日制の労働環境の整備がない限り難しいと思う。他産業に比べ、労働環境（屋外作業）が天候に左右される為、土・日・祝日の稼働が不定期になり若者に嫌われる。  
（自分でもそう思う）。この作業環境の改善が全てだと思う。
- ・まずは、建設業に対する「悪いイメージ」を払拭する事が大事だと思います。このことは民だけでなく、発注者（官）側の協力も必要かと思えます。若い人に来てもらえるような魅力ある職業に官・民一体となって取り組んでいきたい。
- ・技術・技能の継承の問題を解決する為、新規入職者の確保・教育の充実を願います。「ものづくり」への興味・関心をわき立たせるような対策を考えることが必要ではないか？
- ・建設業のイメージアップを徹底し、若者に関心を持ってもらう。第1に待遇の改善（設計単価の見直しが必要）。第2に物造りの大切さ、やりがいのアピール。
- ・建設業の魅力を戦略的に広報する活動を行ってほしい。
- ・建設系の高校での定員割れの状況を解消する。建設業の地位向上。
- ・若手の育成などは今重要な課題で、若手の就労育成のしやすい環境を整えていただきたい。
- ・受注量が安定的に確保できれば会社も安定し、若い技術者を育成し今後の仕事につなげていける。土日の休みの確保、残業0の確保等の基本的な仕事の仕組みを変える努力。
- ・職業イメージの悪さの払拭、仕事量の減少への不安。労働環境の徹底。
- ・昔からしている。
- ・中長期的に工事の発注をしてもらい、適正な利益を得られるようにしてもらいたい。
- ・賃金体系の見直しと福利厚生の拡充。
- ・労働者が、研修・講習・資格取得等をする為の負担軽減（補助）、期間を設けて頂きたい。
- ・3Kのイメージの払拭が必要。
- ・安全に品質の良い物を作って利益を得る事が、我々の生きがいとなる様な環境作りをする。
- ・安定した工事量の確保や、施工歩掛の見直し、労務・技術者の単価の大幅な見直し（生活が楽に成る様な単価・年間150日位で500万円／年に成る様な単価にする）。
- ・安定した受注。
- ・安定的な施工体系を確保することが、今後の生命線となると考えています。そのためには、下請会社も含めた全建設会社が、安定した利潤を確保できなくては元請会社にもし寄せが来ることになります。
- ・仮設計画、作業環境の更なる改善を計る様にしたい。



- ・一人前の技術者・技能者を育成するには時間と金がかかる。現況の技術者制度では若手を育成するより、高齢の技術者を採用するほうが有利となる。技術者制度の緩和・改善を希望する。
- ・海外人材の積極的活用を視野に入れなければならない。育成施設等があると、人材を育て即戦力として雇用出来るのではないか。
- ・技能士の高齢化は深刻です。若い人が技能士を目指した時に優遇される仕組み、例えば従事した期間に応じて、ポイントを与えそれが将来のメリットになるようなことは、考えられないでしょうか。提出書類作成作業の負担増等において、若年の技術者の教育等に於ける時間が取れない。
- ・休日の確保と賃金の安定。
- ・業績や受注量が極端な変動をせず、中長期的に安定していないと若手技術者・技能者の確保や育成は不可能だと思ふ。
- ・建設会社が若者にとって魅力有る存在になれるように、発注者・受注者双方が様々な局面で地道な努力をする以外にないと思ふ。
- ・建設会社は、ものづくりのシステムを根本から変える事が必要。
- ・建設業のイメージアップとやりがいある仕事、それに見合った賃金の確保、利益の確保が必要です。
- ・元請企業数を少なくし、専門工事業を増やすこと。
- ・公共事業予算額が安定し計画的に工事が発注され、受注量が確保出来、先の見通しが立てられる事が必要。
- ・公共工事の労務賃金は、現在の調査方式では政治による一時的な改善しか出来ないのではないのでしょうか。建設業のみならず全産業の平均賃金を考慮したうえで、建設業の労働環境を加味して適正な労務単価を定めなければ担い手は他業種に流れてしまう一方だと思ひます。
- ・工期が適正でないと、休日出勤や残業などが多くなり若者が長く定着しないので、適正工期設定をよろしくお願い致します。
- ・工事発注量を平準化できれば、先々の見通しが立ち、環境も整えられ解決して行くと思ふ。
- ・国や県での育成教育等を実施し、就職斡旋ができれば非常にありがたい。人手不足の中、若手育成しながら次世代の担い手確保は非常に難しい。
- ・国家資格や技能実習等の取得費用は現在、経費や賃金の一部を助成する制度を利用していますが、工事施工に必要な資格等のすべてが対象となっているわけではありません。ぜひとも、対象範囲の拡大をお願いします。
- ・今後の施行状況をみて行きたいと思ひます。
- ・資格取得等の補助等を考えてもらいたい。
- ・若い技術者不足は官民共通の課題。両方でお互いの若い技術者を育てる環境を作り上げる努力が必要。
- ・若い人が入って来ない為育成ができない！
- ・若手の離職原因に休日の少なさがありますが、週休二日を見込んだ工期設定をお願いしたい。強制的に休みを取らせる仕組みがあると良いのでは。
- ・若手技術者の育成・確保が今後重要です。適正な休日があたえられる様、適切な工期をお願いしたい。
- ・若手技術者を柔軟に活用できる施策を推進していただきたい。
- ・若手技術者育成の為、若手技術者のみが参加できる工事を試行する。ベテラン技術者の指導を仰ぎながら実施し、良い出来に対し評価を加算する。
- ・若手人材が建設業に興味を持ってもらえるような方法を考えて行かなければならない。
- ・若年技術者が明るい将来を希望できるような業界としての、収入面、残業などの抜本的な改革が必要。
- ・収入のレベルアップ、社会保険等の福利の整備、休日の確保等を向上させ若者・女性の入職者を確保し技術者を育てていく。
- ・上記にも記載した通り、発注量の一定化・平準化により経営方針の計画が図れ、新規雇用者受入れの常用化により技術の育成・確保が可能となる。また、高度技術の導入・新規参入業者の増加・下請業者の技術向上及び確保に結びついて行く。
- ・先ずは建設従事者の社会的地位の向上と確保（賃金・環境・権利等）と安定した受注と見通し（過度な受注競争による企業収益の不安の払拭）。政策に左右されない安定した発注。勉強や訓練を充分出来る様な、機会や施設の充実。ホワイトカラーよりブルーカラーへの社会的風潮の変遷。（特にマスコミ・メディア）



- ・就労環境の充実や若年層の広報等による取込みが必要。
- ・他の産業より建設業・従事者の賃金が多くなるよう、また多く支払えるよう単価を上げ、かつ会社の利益が確保出来るようにしてほしい。
- ・担い手の中長期的な育成・確保には、補助金等の支援の他に発注の平準化(山と谷をなくす)が大切である。土木系の高等学校、大学生を対象に現場見学会や講演会、インターンシップ等の積極的な啓蒙活動を行う。
- ・担い手の中長期的な育成・確保を図るには何より長期的な事業費の確保が図られ、安心して担い手の育成・確保に努めることが出来る様にする事である。
- ・賃金の賃上げ及び、休業日の確保徹底による若年層の確保。
- ・賃上げはもとより職場環境の改善、労働条件(休日等)を全体で確立してイメージを上げないと若手就労者の増加つながらない。
- ・当業種の指導者になる人材はいるが、中堅職人、それまでになる担い手になろうと考える人材確保のためには安全面、衛生面、一生の賃金の安定等を確保できる足腰のしっかりした業種を作る事だと考える。
- ・担い手を育成するためには、(資格取得、技能検定、講習)莫大な費用と時間がかかる。一般管理費から捻出するしかないので計上して頂きたい。
- ・担い手を育成する前に、まず確保である。製造業よりも良い労働条件を提示したいが、なかなか難しい。建設業の魅力ってなに。指導者がこのポイントを十分とらえて語る事が出来るのがポイントと思う。
- ・地方業界の社会に於ける、理想と現実が合致するような会社が存在できる環境作り。業界トップのスーパーゼネコンは素晴らしいが末端はダメ。イメージかもしれないが、車業界は大手メーカーも部品会社(大手?)も販社(地方)も皆、地位を確立している。
- ・中長期に亘り安定した公共事業費の確保。
- ・当社にとっても重要なテーマなので、今後努力していきます。
- ・年間を通じての工事発注の平準化を望みます。
- ・非常に重要な事なので政府の政策に期待しております。
- ・歩掛の中に担い手分の人工を入れてもらう。
- ・魅力的な業界造りが、若手や優れた後継者を育てる最良な手法と思う。イメージが大切かと思う。例えば人手(肉体労働者)→建設技術者(エンジニア)等のマスメディアを利用したイメージアップで、若年者に魅力を伝える等。
- ・無理せず、自然体で環境を整えたいと思います。
- ・労働条件の改善では、長時間労働の改善が必要であり、適正な工期設定と過度な文書偏重主義による「書類の簡素化」阻害要因を改善が必要である。
- ・労務賃金アップ、仕事の発注の平準化が必要です。3kといわれているこの業界は、さらに夏は、猛暑の中、冬は極寒のなか屋外での作業に毎日従事して年度末近く(1月~3月末)には休日も取れず、書類関係の屋内仕事は残業で行うという現場も多い、これも人員不足が原因であるが、魅力ある業界になるように、見合った賃金と休日を与えたいと思う。

#### 4 その他

- ・若手技術者の採用・育成は、就業環境の良化推進に尽きると思う。元請・下請共、足並みが揃えられる様に是非。
- ・この法律によって、提出書類の増加やバックデータとしての書類整理などの事務的負担が増えないよう、考慮していただきたい。
- ・すべてに迅速な対応をお願いしたい。公務員なみの給料、年間収入を得られるようお願いしたい。
- ・まだまだ単価、経費、労務費が安すぎる。通常はともかく、災害時でも余裕のある利潤の確保があれば充分対応できる。若手の育成、重機の保有には適性な利潤が必要である。まだまだ工事価格は安すぎると思う。
- ・完成検査において現在群馬県における出来形、品質管理において、これだけの精度が必要なのか。建設省時代のおさがりを使用しているだけではないか。たとえば谷止工の高さが±3cm?



- ・むずかしいアンケートでしたが、建設業の向上に期待いたします。
- ・経営審査のP点を重視させ、主観点の割合を下げないと、各企業経営努力をしない！
- ・建設業がおかれている苦しい現状を理解して、このような改正が実施された事はありがたいのですが、これが現場にうまく生かされる事を願っています。
- ・厳しい自然状況の中での労働に対する評価・対価を、他の労働以上にアップする事が建設業のイメージ向上に繋がり、入職者も増え、担い手確保が出来ると思う。建設業の社会での必要性を官民共にもっとアピールする事が大事である。
- ・建設業の重要性とイメージアップを図る。他産業と比較して、宣伝活動が少ない。
- ・工事積算方式に関して、ユニットプライス型積算方式の改良型として施工パッケージ型積算方式が導入されていますが、通常の積み上げ方式より単価が下がる事のないよう御配慮願います。
- ・工事費内訳書については、現在の県発注2000万円以上としてもらいたい。
- ・今回の改正は期待感の高い改正であるが、入札において技術者の評価、施工能力による評定等をやりすぎてしまうと、実績のない工種に手を出しづらい、実績のない若手を使いづらい等が出てきてしまうのでは、という不安もある。
- ・最近聞かれる事ですが、自治体の中途採用により、せっかく育てた技術者が自治体に再就職する事案が多く見られる。弱小企業にとっては大きな痛手となる。何らかの対策を願いたい。
- ・事業者として長期的にやっていけるようにしたい。建設業はなくてはならない職業であると自負している。
- ・請け負けと揶揄される業界であるが、発注者側も業者任せとせず、特に公共工事における近隣関係等施工協力を惜しまない態度が必要と思います。
- ・小・中学校の教育、及び家庭教育に問題あり。こんな風を書く「何が問題ですか」と全く疑問を持たない親、教育関係が多くいること、これらが「たるんだ日本人」を育成していることが重要な問題である。
- ・上記のテーマ全てに通じるものは、建設業者がまず「儲かっていて、元気」である。仕組の維持、創設が基本であると思います。
- ・人材確保が容易に出来るように、魅力ある業界にして欲しい。そのためには、適正な労務賃金アップと他産業と同じような休日があれば新規就業者も来ない。今の若者は、第1に休日、第2に賃金となりきつい仕事でも休日や賃金等が見合っていれば人員不足も解消になる。
- ・全ての工事をワンデーレスポンスで対応していただきたい。
- ・担い手3法や担い手の中長期的な育成、確保のための適正な利潤の確保についてまだよく理解していないため、これから参考資料等を活用して学習していきたいと思う。
- ・地域社会資本を支えている中小・零細企業に反映するよう早急に対策をして頂きたい。
- ・発注者の責務として、施工に対する知識不足であり、机上の書類のみ管理となり、施工業者に協議内容説明書類作成作業の負担を求めている。
- ・歩掛、材料価格を、どのように決定しているか公表して下さい。サンプルの取り方、統計方法を含めて。
- ・法改正も大事な事だが、現状把握をもっとすべきだと思う。本当のところは見えて来ない。そこが明確になってこない限り、改善は上の方の話にしかならない気がする。

### 3. 担い手3法に関するアンケート調査票

平成26年 8月12日  
(一社)群馬県建設業協会

#### 【調査の目的】

本年5月、インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法」を中心に、密接に関連する「入契法」、「建設業法」が、一体として改正（いわゆる「担い手3法」）されました。

建設業界が長年要望した事項が盛り込まれた画期的な改正となりましたが、建設業の担い手問題の深刻さを反映している結果ともいえます。

そこで、担い手3法が着実に施行され、建設業の担い手対策が推進されるよう建設業者の立場から意見要望を集約することを目的にアンケート調査を実施いたします。

#### 【お願い】

アンケートは、4部構成になっています。

- 第Ⅰ部 担い手3法の施行に関する設問
- 第Ⅱ部 改正品確法「運用指針（骨格イメージ案）」に関する設問
- 第Ⅲ部 改正品確法「多様な入札及び契約の方法」に関する設問
- 第Ⅳ部 自由意見

ご回答は、選択した該当番号を○で囲み（原則1つ、複数回答の場合は指定された数）、「その他」を選択した場合には、（ ）内にその理由を記載して下さい。

8月26日までに所属する支部にFAXして下さい。

#### 【建設工事競争参加資格】

問 貴社の群馬県建設工事競争参加資格をお伺いします。

- 土木 1. A 2. B 3. C
- 建築 1. A 2. B 3. C

#### 第Ⅰ部 担い手3法の施行に関する設問

問1 担い手3法の成立をどう評価しますか。

- 1. 大いに評価する
- 2. ある程度評価する
- 3. どちらとも言えない
- 4. あまり評価しない
- 5. まったく評価しない。
- 6. その他（ )



問1-1 「大いに評価する」、「ある程度評価する」を選択された方にお尋ねします。  
どんな理由からですか。最も重要な項目を1つお選び下さい。

1. 建設業の担い手対策が進むと考えるから
2. 建設現場の様々な課題が解決に向かうと期待されるから
3. 建設業の環境がだんだん良くなると期待されるから
4. 建設業者の実態が理解されているようだから
5. 建設企業の経営が改善すると考えるから
6. その他 ( )

問1-2 「あまり評価しない」、「まったく評価しない」を選択された方にお尋ねします。  
どんな理由からですか。最も重要な項目を1つお選び下さい。

1. 改正された内容の実現性が無いから
2. 改正された内容が、国の省庁、県、市町村で徹底されないから
3. 現在の経営や人手不足などの問題に間に合わないから
4. 法律が改正されても建設現場の現状は変わらないから
5. 自社の受注量が安定しないと何も解決しないから
6. 受注競争の激しさは変わらないと思うから
7. その他 ( )

問2 担い手3法が、改正目的にそって施行されるためには何が必要ですか。  
次の中から3つ以内で選んで下さい。(複数回答)

1. 担い手3法の順守を目的に発注者、受注者が互いに努力すること
2. 国土交通省が、出先、他の省庁、県、市町村に指導を徹底すること
3. 公共事業予算額が安定し、計画的に工事が発注できること
4. 各発注者の職員体制(職員数、能力)を充実すること
5. 建設現場を担当する公務員が法改正を理解し、順守すること
6. 請負契約の片務性が解消され、互いに権利を主張出来ること
7. 受注者が、発注者の現場監督員等の契約外の要望を聞かないこと
8. その他 ( )

問3 改正品確法第7条(発注者の責務)第1項第1号では、「公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること」と規定されています。

公共工事において受注者が適正な利潤を確保するためには何が大事ですか。

次の中から5つ以内で選んで下さい。(複数回答)

1. 労賃・資機材の実勢価格による予定価格の積算
2. 現場施工条件に合った歩掛による予定価格の積算
3. 歩切りの根絶
4. 発注時期の平準化・早期化、適正な工期設定
5. ダンピング受注の防止
6. 契約後の物価変動に即応するスライド制度
7. 迅速な設計変更
8. 建設現場の収益性阻害要因の解消
9. その他 ( )



問4 建設現場の収益性阻害要因として何が大きいでしょうか。  
次の中から3つ以内で選んで下さい。(複数回答)

1. 支障物件による工事着工の遅れ
2. 設計と現場の不一致等による工事の中断
3. ワンデーレスポンスの欠如による工事の中断
4. 建設労務者、建設資材・機械の不足
5. 契約後の労賃、資機材価格の上昇
6. 発注者による工事請負契約外の要請(要望)
7. その他( )

問5 収益性阻害要因を解消するためには何が重要でしょうか。  
最も重要な事項を1つお選び下さい。

1. 工事着工の遅れや工事中断によるコストを原因者が負担するルール
2. 設計と現場が不一致の場合の解決ルール
3. スライド制度の改善
4. 請負契約の片務性を解消し、互いに権利を尊重すること
5. その他( )

## 第Ⅱ部 改正品確法「運用指針(骨格イメージ案)」に関する設問

改正品確法では、担い手の中長期的な育成・確保を促進するため、発注者の責務として①予定価格の適正な設定、②不調、不落時の見積り徴収、③最低制限価格等の設定、④計画的な発注・適切な工期設定、設計変更等を定めました。

国土交通省では、こうした発注者の責務を発注現場で具現化するため、改正品確法に基づき発注者共通ルールとして運用指針を定めることとしています。

この運用指針は、現在「骨格イメージ案」が示されたところですが、この案や適正な利潤の確保について、建設業者の立場からご意見をお聞かせ下さい。

(注)この設問は、運用指針(骨格イメージ案)から、建設業者に直接関係する項目だけを抜粋しました。(このため、数字が飛んでいます。)建設業者の立場から各項目の重要度の該当番号を選んで下さい。

### <運用指針(骨格イメージ案)抜粋>

#### (2) 工事発注準備段階

##### ⑦ 担い手の確保・育成に必要な適正利潤の確保のための適正な予定価格の設定

- ・最新の単価、見積もり等を踏まえた予定価格の設定

重要度 1. 高い 2. やや高い 3. 普通 4. やや低い 5. 低い

- ・歩切りの禁止

重要度 1. 高い 2. やや高い 3. 普通 4. やや低い 5. 低い

- ・担い手の確保・育成に必要な適正利潤を確保するため、最新の施工実態等を踏まえた積算基準をはじめとする積算体系の見直しと適用

重要度 1. 高い 2. やや高い 3. 普通 4. やや低い 5. 低い

⑨ 計画的な発注や適正な工期の設定及び工事施工時期の平準化

- ・地区単位での発注見通しの統合・公表  
重要度 1. 高い 2. やや高い 3. 普通 4. やや低い 5. 低い
- ・年度当初からの予算執行の徹底  
重要度 1. 高い 2. やや高い 3. 普通 4. やや低い 5. 低い
- ・工事や地域の特性、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期設定  
重要度 1. 高い 2. やや高い 3. 普通 4. やや低い 5. 低い
- ・工事開始前に労働者や建設資機材の確保等の準備を行うための余裕期間の設定  
重要度 1. 高い 2. やや高い 3. 普通 4. やや低い 5. 低い
- ・一定期間を超える工事における債務負担行為の活用など施工時期の平準化  
重要度 1. 高い 2. やや高い 3. 普通 4. やや低い 5. 低い

(3) 入札契約段階

⑩ 競争参加資格の設定、予定価格の事後公表等による適切な競争環境の確保

- ・工事内容を踏まえ、地域要件や施工実績などの競争参加資格を適切に設定  
重要度 1. 高い 2. やや高い 3. 普通 4. やや低い 5. 低い
- ・予定価格の事後公表  
重要度 1. 高い 2. やや高い 3. 普通 4. やや低い 5. 低い
- ・最低制限価格・低入札価格調査基準価格の事後公表  
重要度 1. 高い 2. やや高い 3. 普通 4. やや低い 5. 低い
- ・工事の難易度等に応じ、若手技術者の配置を考慮した競争参加資格の設定  
(過去の工事实績要件の緩和、若手技術者の配置を要件に設定等)  
重要度 1. 高い 2. やや高い 3. 普通 4. やや低い 5. 低い
- ・地域内の維持管理工事等において、競争性の確保の状況を踏まえて、災害活動実績や災害協定の締結を入札参加要件に設定  
重要度 1. 高い 2. やや高い 3. 普通 4. やや低い 5. 低い

⑪ 企業の施工能力の適切な評価、適正価格での契約

- ・企業・配置予定技術者の技術的能力に関する技術審査の適切な実施  
重要度 1. 高い 2. やや高い 3. 普通 4. やや低い 5. 低い
- ・地域インフラの維持管理工事等において、災害活動実績や災害協定の締結を評価  
重要度 1. 高い 2. やや高い 3. 普通 4. やや低い 5. 低い
- ・工事の難易度等に応じ、若手技術者の配置を考慮した評価項目の設定  
(若手技術者の配置を評価項目に設定等)  
重要度 1. 高い 2. やや高い 3. 普通 4. やや低い 5. 低い
- ・全ての工事において、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定  
重要度 1. 高い 2. やや高い 3. 普通 4. やや低い 5. 低い



- ・入札内訳書の適切な審査による見積能力のない業者の排除  
重要度 1. 高い 2. やや高い 3. 普通 4. やや低い 5. 低い
- ・不良不適格業者の排除（社会保険等未加入等）  
重要度 1. 高い 2. やや高い 3. 普通 4. やや低い 5. 低い
- ・工事の難易度等に応じ、技術提案を求めずに企業・技術者の実績等を評価する総合評価の適切な活用  
重要度 1. 高い 2. やや高い 3. 普通 4. やや低い 5. 低い
- ・時期や工種等が同じ複数の近接工事において技術資料を同一のものとする一括審査方式の適切な活用  
重要度 1. 高い 2. やや高い 3. 普通 4. やや低い 5. 低い

⑫ 不調・不落時の見積徴収方式の活用等、円滑な施工確保対策

- ・官積算と実勢価格の乖離が想定される場合、予定価格の適切な見直し（見積もりの徴収、施工条件の見直し等）  
重要度 1. 高い 2. やや高い 3. 普通 4. やや低い 5. 低い
- ・入札参加者から工事の全部又は一部について見積もりを徴収して積算  
重要度 1. 高い 2. やや高い 3. 普通 4. やや低い 5. 低い
- ・不落になった後の随意契約の活用  
重要度 1. 高い 2. やや高い 3. 普通 4. やや低い 5. 低い

(4) 工事施工段階

⑭ 施工実態、単価の変動等を踏まえた適切な契約変更の実施

- ・設計図書の変更に伴う請負代金額と工期の適切な変更  
重要度 1. 高い 2. やや高い 3. 普通 4. やや低い 5. 低い
- ・スライド制度の適切な運用  
重要度 1. 高い 2. やや高い 3. 普通 4. やや低い 5. 低い

⑯ 施工現場における労働環境の改善

- ・施工現場等における労働単価の周知徹底  
重要度 1. 高い 2. やや高い 3. 普通 4. やや低い 5. 低い
- ・建設業許可行政庁と連携した社会保険等加入の徹底  
重要度 1. 高い 2. やや高い 3. 普通 4. やや低い 5. 低い

⑰ 受注者との情報共有や協議の迅速化等、円滑な執行の確保

- ・三者会議（専門工事業者も適宜参画）により、設計思想等を施工者と共有  
重要度 1. 高い 2. やや高い 3. 普通 4. やや低い 5. 低い
- ・受注者からの協議等について、ワンデーレスポンス（即日回答）に努める  
重要度 1. 高い 2. やや高い 3. 普通 4. やや低い 5. 低い
- ・設計変更ルール of 適切な運用（設計変更・一時中止ガイドラインの活用）  
重要度 1. 高い 2. やや高い 3. 普通 4. やや低い 5. 低い
- ・契約変更手続の透明・公正の向上性及び迅速化のため、設計変更審査会等の設置・活用  
重要度 1. 高い 2. やや高い 3. 普通 4. やや低い 5. 低い



(5) 完成後

⑱ 適切な完成検査・工事成績評定

- ・原則として技術検査や工事の施工状況の評価（工事成績評定）を実施  
重要度 1. 高い 2. やや高い 3. 普通 4. やや低い 5. 低い
- ・完成検査は、工事の施工状況の確認を充実させ、施工の節目において適切に実施  
重要度 1. 高い 2. やや高い 3. 普通 4. やや低い 5. 低い
- ・施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知  
重要度 1. 高い 2. やや高い 3. 普通 4. やや低い 5. 低い
- ・技術検査の結果を工事成績評定に反映  
重要度 1. 高い 2. やや高い 3. 普通 4. やや低い 5. 低い

⑲ 完成後一定期間を経過した後も含め、完成時の施工状況の確認・評価

- ・必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施  
重要度 1. 高い 2. やや高い 3. 普通 4. やや低い 5. 低い

第Ⅲ部 改正品確法「多様な入札及び契約の方法」に関する設問

改正品確法第14条では、「発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情等に応じ、この節に定める方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組み合わせによることができる」旨の条文が新設され、「技術提案交渉方式」、「段階的選抜方式」、「地域社会資本の維持管理に資する方式（複数年契約、一括発注、共同受注）」等が、規定されました。

問1 改正品確法で多様な入札契約方式の中から適切な方式を選択、組み合わせて適用することができるとしたことをどう評価しますか。

1. 大いに評価する
2. ある程度評価する
3. どちらとも言えない
4. あまり評価しない
5. まったく評価しない
6. その他（ ）

問2 「技術提案交渉方式」についてどう考えますか。

1. 現在、関心を持っている
2. 今後、関心を持つと思う
3. 今後に関心を持たないと思う
4. その他（ ）

問3 「段階的選抜方式」についてどう考えますか。

1. 現在、関心を持っている
2. 今後、関心を持つと思う
3. 今後も関心を持たないと思う
4. その他（ ）

問4 「地域社会資本の維持管理に資する方式（複数年契約、一括発注、共同受注）」についてどう考えますか。

1. 現在、関心を持っている
2. 今後、関心を持つと思う
3. 今後も関心を持たないと思う
4. その他（ ）

問5 入札契約で発注者に重視して頂きたい項目はどんな項目ですか。次の中から3つ以内で選んで下さい。（複数回答）

1. 若手技術者・技能者の育成・確保
2. インターンシップの受け入れ実績
3. 継続教育（CPD）の取り組み
4. 工事成績評定実績
5. 優良工事表彰実績
6. 優良技術者表彰実績
7. 建設機械保有（種別・台数）
8. 災害時の体制（従事者数・BCP等）
9. 災害応急対策実績
10. その他（ ）



**第Ⅳ部 自由意見**

担い手3法や担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤の確保等に関する意見、要望をお聞かせ下さい。

1 担い手3法について

---

---

---

---

2 公共工事における適正な利潤の確保について

---

---

---

---

3 担い手の中長期的な育成・確保について

---

---

---

---

4 その他

---

---

---

---

お忙しい中、アンケートにご協力いただき、誠にありがとうございました。  
ご回答は、8月28日までに所属する支部にFAXして下さい。

## 4.参考資料

### (1) 品確法と建設業法・入契法等の一体的改正について

インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法」を中心に、密接に関連する「入契法」、「建設業法」も一体として改正。

#### 品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）の改正

##### <目的> 公共工事の品質確保の促進

→そのための基本理念や発注者・受注者の責務を明確化し、品質確保の促進策を規定

■ **基本理念の追加：将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保、ダンピング防止 等**

基本理念を実現するため

■ **発注者の責務（基本理念に配慮して発注関係事務を実施）を明確化**

（例）予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、計画的な発注、円滑な設計変更

■ **事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、それにより行き過ぎた価格競争を是正**

#### 品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定

##### <建設業法等の一部を改正する法律>

#### 入契法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）の改正

##### <目的> 公共工事の入札契約の適正化

→公共工事の発注者・受注者が、入札契約適正化のために講ずべき基本的・具体的措置を規定

■ **ダンピング対策の強化**

・ダンピング防止を入札契約の適正化の柱として追加  
・入札の際の入札金額の内訳の提出、発注者による確認

■ **契約の適正な履行（＝公共工事の適正な施工）を確保**

・施工体制台帳の作成・提出義務を拡大

#### 建設業法の改正

##### <目的> 建設工事の適正な施工確保と建設業の健全な発達

→建設業の許可や欠格要件、建設業者としての責務等を規定

■ **建設工事の担い手の育成・確保**

・建設業者、建設業者団体、国土交通大臣による担い手の育成・確保の責務

■ **適正な施工体制確保の徹底**

・業種区分を見直し、解体工事業を新設  
・建設業の許可等について暴力団排除条項を整備



## (2) 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

➢H26.4.4  
参議院本会議可決(全会一致)  
➢H26.5.29  
衆議院本会議可決(全会一致)  
➢H26.6.4  
公布・施行

### <背景>

- ダンピング受注、行き過ぎた価格競争
- 現場の担い手不足、若年入職者減少
- 発注者のマンパワー不足
- 地域の維持管理体制への懸念
- 受発注者の負担増大

### <目的>インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

#### ☆ 改正のポイントⅠ:目的と基本理念の追加

- 目的に、以下を追加
  - ・現在及び将来の公共工事の品質確保
  - ・公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進
- 基本理念として、以下を追加
  - ・施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保
  - ・適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理の実施
  - ・災害対応を含む地域維持の担い手確保へ配慮
  - ・ダンピング受注の防止
  - ・下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善
  - ・技術者能力の資格による評価等による調査設計(点検・診断を含む)の品質確保 等

#### ☆ 改正のポイントⅡ:発注者責務の明確化

各発注者が基本理念にのっとり発注を実施

- 担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格の適正な設定
  - 不調、不落の場合等における見積り徴収
  - 低入札価格調査基準や最低制限価格の設定
  - 計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更
  - 発注者間の連携の推進 等
- 効果 →
- ・最新単価や実態を反映した予定価格
  - ・歩切りの根絶
  - ・ダンピング受注の防止 等

#### ☆ 改正のポイントⅢ:多様な入札契約制度の導入・活用

- 技術提案交渉方式 →民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約
- 段階的選抜方式(新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う) →受発注者の事務負担軽減
- 地域社会資本の維持管理に資する方式(複数年契約、一括発注、共同受注) →地元にも明るい中小業者等による安定受注
- 若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価

法改正の理念を現場で実現するために、

- 国と地方公共団体が相互に緊密な連携を図りながら協力
- 国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の運用指針を策定



### (3)建設業法等の一部を改正する法律（平成26年6月4日公布）

建設業法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）  
 ・浄化槽法・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

#### 背景

- 近年の建設投資の大幅な減少による受注競争の激化により、ダンピング受注や下請企業へのしわ寄せが発生。 → 離職者の増加、若年入職者の減少等による将来の工事の担い手不足等が懸念
- 維持更新時代の到来に伴い解体工事等の施工実態に変化が発生。 → 維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保が急務

建設工事の適正な施工とその担い手の確保が喫緊の課題

#### 概要

##### ダンピング対策の強化と建設工事の担い手の確保

- ①ダンピング防止を公共工事の入札契約適正化の柱として追加【入契法】 → 見積能力のない業者が最低制限価格で入札するような事態を排除
- ②公共工事の入札の際の入札金額の内訳の提出を義務付け、発注者はそれを適切に確認【入契法】 → 談合の防止
- ③建設業者及びその団体による担い手確保・育成並びに国土交通大臣による支援の責務を明記【建設業法】 → 手抜き工事や下請へのしわ寄せを防止
- ④建設業者及びその団体による自主的な取組を促進することにより、建設工事の担い手の確保・育成を推進

##### 維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保

- ④建設業の許可に係る業種区分を約40年ぶりに見直し、解体工事業を新設【建設業法】 → 解体工事について、事故を防ぎ、工事の質を確保するため、必要な実務経験や資格のある技術者を配置
  - ⑤公共工事における施工体制台帳の作成・提出義務を小規模工事にも拡大（下請金額による下限を撤廃）【入契法】 → 維持修繕等の小規模工事も含め、施工体制の把握を徹底することにより、手抜き工事や不当な中間搾取を防止
  - ⑥建設業許可に係る暴力団排除条項を整備(※)するとともに、受注者が暴力団員等と判明した場合に公共発注者から許可行政庁への通報を義務付け【建設業法】【入契法】 → 建設業・公共工事からの暴力団排除を徹底
- ※許可が不要な浄化槽工事業・解体工事業の登録についても暴力団排除条項を整備【浄化槽法】【建設リサイクル法】

⑦その他、許可申請書の閲覧制度について個人情報を含む書類を除外する等、必要な改正を措置

(※)公共工事の品質確保の促進に関する法律

品確法(※)改正等の入札契約制度の改革と一体となって、  
 現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工とその担い手の確保を実現

#### 経緯

- 4/4 参議院本会議可決（全会一致）
- 5/29 衆議院本会議可決（全会一致）
- 6/4 公布

#### 施行日

- 公布の日（H26.6.4）に施行（③）
- 公布の日から1年以内に施行（①②⑤⑥⑦）
- 公布の日から2年以内に施行（④）



## (4) 改正品確法第22条に規定する 「発注関係事務の運用に関する指針」(骨子イメージ案)

### 0. 本指針の位置づけについて

改正品確法に規定される「発注者の責務」を踏まえ、各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通のルールとして、発注関係事務の各段階で考慮すべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的かつ分かりやすくまとめる。

例えば、ダンピング対策、入札不調・不落への対応、社会資本の維持管理、中長期的な担い手確保・育成等の重要課題に対して、各発注者による発注関係事務の適切な運用に資することを目的とする。

### I. 発注関係事務の適切な実施について

#### 1 発注関係事務の適切な実施

各発注者は、現在及び将来の公共工事の品質確保ならびにその担い手の中長期的な育成・確保に留意しつつ、(1)調査・設計(2)工事発注準備(3)入札契約(4)工事施工(5)完成後 の発注関係事務の各段階で、以下の事項を考慮する。

#### (1) 調査・設計段階

##### ① 事業目標の設定、事業全体の工程計画の作成

・関係機関調整、住民説明、用地取得などを踏まえた事業全体の工程の検討

##### ② 調査・設計の性格等に応じた入札契約方式の選択

※『Ⅱ. 工事等の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について』を参照

##### ③ 技術者能力の資格による評価等による調査・設計の品質確保

・資格による技術者の能力の適切な評価の実施  
・業務の性格等に応じた技術者評価(業務経験や成績等)や技術提案評価など技術力による評価の実施  
・適正な技術者単価・歩掛の適用、見積り活用の活用  
・適切な低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定  
・業務履行に必要な設計条件等の明示及び受発注者間での確認  
・適切な業務環境の整備(業務行程の共有、ワンデーレスポンスの推進、照査期間の確保等)  
・調査・設計の成果及び業務状況の評価に関する資料の保存

#### (2) 工事発注準備段階

##### ④ 工事の性格等に応じた工事の入札契約方式の選択

※『Ⅱ. 工事等の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について』を参照

##### ⑤ 予算、工程計画等を考慮した工事発注計画の作成

・予算、工程計画、工事費等を考慮し、工区割り、発注ロットを設定

##### ⑥ 現場条件等を踏まえた、適切な設計書、図面、仕様書の作成

・施工条件の明示

### ⑦担い手の確保・育成に必要な適正利潤の確保のための適正な予定価格の設定

- ・最新の単価、見積もり等を踏まえた予定価格の設定
- ・歩切りの禁止
- ・担い手の確保・育成に必要な適正利潤を確保するため、最新の施工実態等を踏まえた積算基準をはじめとする積算体系の見直しと適用

### ⑧工事の性格等に基づいた適切な技術提案審査項目の設定

- ・工事の性格、工事目的物の性能等を踏まえた適切な評価項目の設定

### ⑨計画的な発注や適正な工期の設定及び工事施工時期の平準化

- ・地区単位での発注見通しの統合・公表
- ・年度当初からの予算執行の徹底
- ・工事や地域の特性、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期設定
- ・工事開始前に労働者や建設資機材の確保等の準備を行うための余裕期間の設定
- ・一定期間を越える工事における債務負担行為の活用など施工時期の平準化

## (3) 入札契約段階

### ⑩競争参加資格の設定、予定価格の事後公表等による適切な競争環境の確保

- ・工事内容を踏まえ、地域要件や施工実績などの競争参加資格を適切に設定
- ・予定価格の事後公表
- ・最低制限価格・低入札価格調査基準価格の事後公表
- ・工事の難易度等に応じ、若手技術者の配置を考慮した競争参加資格の設定(過去の工事实績要件の緩和、若手技術者の配置を要件に設定等)
- ・地域インフラの維持管理工事等において、競争性の確保の状況を踏まえて、災害活動実績や災害協定の締結を入札参加要件に設定

### ⑪企業の施工能力の適切な評価、適正価格での契約

- ・企業・配置予定技術者の技術的能力に関する技術審査の適切な実施
- ・地域インフラの維持管理工事等において、災害活動実績や災害協定の締結を評価
- ・工事の難易度等に応じ、若手技術者の配置を考慮した評価項目の設定(若手技術者の配置を評価項目に設定等)
- ・全ての工事において、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定
- ・入札内訳書の適切な審査による見積能力のない業者の排除
- ・不良不適格業者の排除(社会保険等未加入等)
- ・工事の難易度等に応じ、技術提案を求めず企業・技術者の実績等を評価する総合評価の適切な活用
- ・時期や工種等が同じ複数の近接工事において技術資料を同一のものとする一括審査方式の適切な活用

### ⑫不調・不落時の見積徴収方式の活用等、円滑な施工確保対策

- ・官積算と実勢価格の乖離が想定される場合、予定価格の適切な見直し(見積もりの徴収、施工条件の見直し等)
- ・入札参加者から工事の全部又は一部について見積もりを徴収して積算
- ・不落になった後の随意契約の活用

### ⑬公正性・透明性の確保、不正行為の排除

- ・評価基準、得点配分の事前公表



- ・不正行為に関する公正取引委員会への通知
- ・談合や贈収賄、一括下請負といった不正行為の建設業法に基づく処分や、その公表等を厳正に実施することで発注者の姿勢を明確にし、再発防止を図る取組を実施
- ・入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するための第三者機関や学識経験者の活用
- ・技術提案の評価結果及び落札結果については、契約後速やかに公表
- ・入札監視委員会等の第三者機関の活用、その他の学識経験者等の第三者の意見を適切に反映し、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保
- ・入札及び契約の過程についての苦情に対し適切に説明。不服のある場合には、その苦情を受け付け、中立・公正に処理する仕組みを整備

#### (4) 工事施工段階

##### ⑭ 施工実態、単価の変動等を踏まえた適切な契約変更の実施

- ・設計図書の変更に伴う請負代金額と工期の適切な変更
- ・スライド制度の適切な運用

##### ⑮ 施工体制台帳の確認等、工事中の施工状況の確認

- ・現場の施工状況の確認、違反行為の建設業許可行政庁への通知(一括下請負違反、技術者の専任制、施工体制台帳等の整備状況)
- ・建設業許可行政庁等への通知義務の適切な実施のために、現場の施工体制の把握のための要領を策定し公表
- ・一括下請負など建設業法違反防止を目的とした、建設業許可行政庁との情報交換等の連携
- ・工事の施工中における監督体制等の充実

##### ⑯ 施工現場における労働環境の改善

- ・施工現場等における労務単価の周知徹底
- ・建設業許可行政庁と連携した社会保険等加入の徹底

##### ⑰ 受注者との情報共有や協議の迅速化等、円滑な執行の確保

- ・三者会議(専門工事業者も適宜参画)により、設計思想等を施工者と共有
- ・受注者からの協議等について、ワンデーレスポンス(即日回答)に努める
- ・設計変更ルール of 適切な運用(設計変更ガイドライン、一時中止ガイドラインの活用)
- ・契約変更手続の透明・公正性の向上及び迅速化のため、設計変更審査会等の設置・活用

#### (5) 完成後

##### ⑱ 適切な完成検査・工事成績評定

- ・原則として技術検査や工事の施工状況の評価(工事成績評定)を実施
- ・完成検査は、工事の施工状況の確認を充実させ、施工の節目において適切に実施
- ・施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知
- ・技術検査の結果を工事成績評定に反映

##### ⑲ 完成後一定期間を経過した後も含め、完成時の施工状況の確認・評価

- ・必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施

## 2. 発注体制の強化等

各発注者は、発注関係事務を適切に実施するための環境整備として、以下の事項に取り組む。

### (1) 発注体制の整備等

#### ⑩発注者自らの体制の整備

- ・発注者自らの発注体制を十分に把握し、積算、監督・検査、工事成績評定、技術提案の審査等の発注関係事務を適切に実施することができる体制を整備
- ・工事の履行がなされない可能性がある場合は、適切な施工がなされるよう、重点的な監督体制を整備

#### ⑪外部からの支援体制の活用

- ・業務量の一時的な増加等により発注関係事務を適切に実施することが困難である場合などにおいて、発注関係事務を実施することができる者を活用（事業促進PPP、CM等）
- ・地方公共団体は、国及び都道府県の協力・支援も得ながら技術者の養成に積極的に取り組み、公団、事業団等の受託制度や外部機関の活用等を積極的に進める
- ・発注関係事務を適切に実施することができる者の育成、活用の促進、適切な評価及び選定

### (2) 発注者間の連携強化

#### ⑫工事成績データの共有化・相互活用等

- ・積算要領・基準、仕様書、施工管理基準等の基準類の標準化・共有化
- ・積算システムの標準化・共有化
- ・工事・業務成績評定要領の標準化，成績評定に係る資料のデータベースの整備・共有化

### (3) その他配慮すべき事項



## Ⅱ. 工事等の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について

各発注者は、それぞれの技術力や体制を踏まえつつ、工事の性格、地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な方式を選択、組み合わせて適用する。

### 1 入札契約方式の概要

#### (1) 契約方式(契約対象範囲の設定の方法)

- ・「設計・施工分離発注」「設計段階から施工者が関与する方式(ECI方式)」「詳細設計付工事発注」「設計・施工一括発注」「維持管理付工事発注」「包括発注・複数年契約・共同受注方式」「CM方式」「事業促進PPP」など

#### (2) 落札者の選定の方法

- ・「価格競争方式」「総合評価落札方式」「技術提案交渉方式」「段階的選抜方式」「災害時の緊急随意契約」など

#### (3) 支払方式(支払い額の設定の方法)

- ・「総価請負契約」「総価契約単価合意方式」「単価・数量精算契約」「コスト+フィー契約・オープンブック方式」など

### 2 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点

#### (1) 工事の技術難易度に応じた方式の選択

#### (2) 工事完成の緊急度に応じた方式の選択

#### (3) 工事価格の確定度に応じた方式の選択

#### (4) 維持管理の状況に応じた方式の選択

等

### 3 政策目的に応じた入札契約方式の活用の例

#### (1) 地域インフラを支える企業を確保する方式

#### (2) 若手技術者の配置を促す方式

#### (3) 補修の技術的課題に対応した方式

#### (4) 発注者を支援する方式

等

#### 「発注関係事務の運用に関する指針」の策定に向けて

○本日ご説明した骨子イメージ案について、今後、意見提出をお願いする依頼をさせていただく予定ですので、ご協力お願いいたします。

○年内目途の指針策定に向けて、引き続き地方公共団体及び建設業団体等のみなさまからご意見をお伺いさせていただきます。



一般社団法人

群馬県建設業協会

The Associated General Contractors of GUNMA



〒371-0846

群馬県前橋市元総社町2-5-3 群馬建設会館内

TEL 027-252-1666 FAX 027-252-1993

URL <http://www.gun-ken.or.jp/>